

令和元年第4回

芦北町議会12月定例会会議録

開会 令和元年12月10日

閉会 令和元年12月12日



うたせ船

熊本県芦北町議会

令和元年第４回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
1 2 ・ 1 0	火	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 議案審議 （散 会）
1 1	水	休 会（議事整理）
1 2	木	本会議（開 議） 一般質問 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

目次

第1号（12月10日）		頁
1	議事日程	3
2	出席議員氏名	4
3	欠席議員氏名	5
4	説明のため出席した者の職氏名	5
5	事務局職員出席者	5
6	開会 開議	11
第1	会議録署名議員の指名	11
第2	会期の決定について	11
第3	諸報告	11
	議長諸般の報告	11
	行政報告	11
第4	町長の提案理由説明	11
第5	議案第56号 令和元年度芦北町一般会計補正予算（第4号）	12
第6	議案第57号 令和元年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第3号）	16
第7	議案第58号 令和元年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算 （第3号）	18
第8	議案第59号 令和元年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算 （第1号）	19
第9	議案第60号 令和元年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算 （第1号）	20
第10	議案第61号 令和元年度芦北町水道事業会計補正予算（第1号）	21
第11	議案第62号 芦北町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定に ついて	21
第12	議案第63号 芦北町ふれあいツクールバスの運行に関する条例の制定 について	25
第13	議案第64号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の 施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	27
（一括議題＝日程第14から日程第16まで）		
第14	議案第65号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	29

第15	議案第66号	芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29
第16	議案第67号	芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29
第17	議案第68号	芦北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について	31
第18	議案第69号	芦北町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例の制定について	32
第19	議案第70号	芦北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
第20	議案第71号	芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	34
第21	議案第72号	芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	35
第22	議案第73号	芦北町総合計画（第二次）後期基本計画を定めることについて	36
第23	議案第74号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	37
第24	議案第75号	財産の取得について	37
第25	同意第2号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	42
		（一括議題＝日程第26から日程第28まで）	
第26	同意第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	43
第27	同意第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	43
第28	同意第5号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	43
		（一括議題＝日程第29から日程第31まで）	
第29	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	45
第30	諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	45
第31	諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	45
7	散 会		47
	第2号（12月12日）		頁
1	議事日程		51

2	出席議員氏名	51
3	欠席議員氏名	51
4	説明のため出席した者の職氏名	51
5	事務局職員出席者	52
6	開会 開議	58
	第1 一般質問	58
	（1）坂本登議員第1回目一般質問	58
	○竹崎町長答弁	59
	○岩田教育長答弁	59
	○内田福祉課長答弁	60
	○櫻井総務課長答弁	60
	○福田農林水産課長答弁	61
	（2）坂本登議員第2回目一般質問	62
	○内田福祉課長答弁	63
	（3）坂本登議員第3回目一般質問	63
	○竹崎町長答弁	63
	（4）坂本登議員第4回目一般質問	64
	○竹崎町長答弁	65
	（5）坂本登議員第5回目一般質問	65
	○竹崎町長答弁	66
	（6）坂本登議員第6回目一般質問	66
	○白坂教育課長答弁	67
	（7）坂本登議員第7回目一般質問	68
	○白坂教育課長答弁	68
	（8）坂本登議員第8回目一般質問	69
	○竹崎町長答弁	69
	（9）坂本登議員第9回目一般質問	69
	（1）寺本順一議員第1回目一般質問	70
	○岩田教育長答弁	71
	（2）寺本順一議員第2回目一般質問	72
	○福井生涯学習課長答弁	72
	（3）寺本順一議員第3回目一般質問	72
	○岩田教育長答弁	72
	（4）寺本順一議員第4回目一般質問	73

○岩田教育長答弁	73
(5) 寺本順一議員第5回目一般質問	73
○岩田教育長答弁	74
(6) 寺本順一議員第6回目一般質問	74
○岩田教育長答弁	74
(1) 藤井公輔議員第1回目一般質問	75
○竹崎町長答弁	76
○岩田教育長答弁	76
○櫻井総務課長答弁	76
(2) 藤井公輔議員第2回目一般質問	77
○白坂教育課長答弁	77
(3) 藤井公輔議員第3回目一般質問	77
○白坂教育課長答弁	77
(4) 藤井公輔議員第4回目一般質問	78
○白坂教育課長答弁	78
(5) 藤井公輔議員第5回目一般質問	78
○白坂教育課長答弁	78
(6) 藤井公輔議員第6回目一般質問	78
○白坂教育課長答弁	79
(7) 藤井公輔議員第7回目一般質問	79
○白坂教育課長答弁	80
(8) 藤井公輔議員第8回目一般質問	80
○岩田教育長答弁	82
(9) 藤井公輔議員第9回目一般質問	82
○櫻井総務課長答弁	82
(10) 藤井公輔議員第10回目一般質問	83
○竹崎町長答弁	84
(11) 藤井公輔議員第11回目一般質問	85
(一括議題＝日程第2から日程第6まで)	
第2 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出	85
第3 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出	85
第4 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出	85
第5 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出	85
第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	85

追加日程

第 1	議案第76号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	86
第 2	発議第 2 号 川尻成美議員に対する議員辞職勧告決議について	87
7	閉 会	95

令和元年第４回芦北町議会定例会議事日程（第１号）

令和元年１２月１０日

午前１０時 開 会
於 議 場

１ 議事日程

開会宣告

- 第 １ 会議録署名議員の指名
- 第 ２ 会期の決定について
- 第 ３ 諸報告
 - 議長諸般の報告
 - 行政報告
- 第 ４ 町長の提案理由説明
- 第 ５ 議案第５６号 令和元年度芦北町一般会計補正予算（第４号）
- 第 ６ 議案第５７号 令和元年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
- 第 ７ 議案第５８号 令和元年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
- 第 ８ 議案第５９号 令和元年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
- 第 ９ 議案第６０号 令和元年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算（第１号）
- 第１０ 議案第６１号 令和元年度芦北町水道事業会計補正予算（第１号）
- 第１１ 議案第６２号 芦北町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
- 第１２ 議案第６３号 芦北町ふれあいツクールバスの運行に関する条例の制定について
- 第１３ 議案第６４号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
(一括議題＝日程第１４から日程第１６まで)
- 第１４ 議案第６５号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第１５ 議案第６６号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第16 議案第67号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第68号 芦北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第69号 芦北町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第70号 芦北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第71号 芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第72号 芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第73号 芦北町総合計画（第二次）後期基本計画を定めることについて
- 第23 議案第74号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 第24 議案第75号 財産の取得について
- 第25 同意第 2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
（一括議題＝日程第26から日程第28まで）
- 第26 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第27 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第28 同意第 5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
（一括議題＝日程第29から日程第31まで）
- 第29 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第30 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第31 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
（散 会）

2 出席議員（15人）

1番 藤 井 公 輔 君
4番 坂 本 登 君
6番 寺 本 順 一 君

3番 林 田 燿 宏 君
5番 宮 内 道 則 君
7番 古 村 逸 男 君

8番 白 坂 康 浩 君
10番 元 山 秀 志 君
12番 川 尻 成 美 君
14番 岡 部 恵美子 君
16番 宮 尾 秀 行 君

9番 前 田 徹 一 君
11番 平 松 洋 一 君
13番 寺 本 修 一 君
15番 草 野 安 道 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（15人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教 育 長	岩 田 繁 義 君	総 務 課 長	櫻 井 優 一 君
企画財政課長	川 尾 敏 浩 君	税 務 課 長	元 山 俊 治 君
住民生活課長	田 淵 耕 一 君	福 祉 課 長	内 田 照 也 君
健康増進課長	田 中 公 広 君	農林水産課長	福 田 貴 司 君
商工観光課長	松 本 俊 造 君	建 設 課 長	鎌 倉 博 之 君
上下水道課長	杉 本 芳 郎 君	教 育 課 長	白 坂 達 也 君
生涯学習課長	福 井 成 昭 君		

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	長 崎 十三男 君	次長(課長補佐)	岡 田 謙 治 君
--------	-----------	----------	-----------

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会
期 日 令和元年9月30日（水）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合講堂
議 題 補正予算及び条例改正
- 3 南九州西回り自動車道熊本県建設促進期成会要望活動
期 日 令和元年10月15日（火）
場 所 国土交通省 九州地方整備局（福岡市）
- 4 南九州西回り自動車道建設促進期成会要望活動
期 日 令和元年10月24日（木）
場 所 国土交通省 九州地方整備局（福岡市）
- 5 水俣芦北広域事務組合議会臨時会
期 日 令和元年11月1日（金）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合講堂
議 題 財産の取得について
- 6 水俣・芦北地域振興計画に係る後期要望活動
期 日 令和元年11月5日（火）～6日（水）
場 所 国土交通省、厚生労働省、農林水産省、衆議院議員会館
- 7 町村議会議長全国大会
期 日 令和元年11月13日（水）
場 所 NHKホール（東京都）
議 事 要望、決議、特別決議
- 8 熊本県内町村議会議長による県関係国会議員への要望・意見交換会
期 日 令和元年11月13日（水）
場 所 全国町村会館（東京都）

9 南九州西回り自動車道建設促進大会

期 日 令和元年11月22日(水)

場 所 ホテルルポール麹町(東京都)

令和元年12月10日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行

芦北町監第28号
令和元年12月6日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行 様

芦北町監査委員 井 川 良 一

芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

令和元年11月30日

3 検査実施日

令和元年12月6日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳 計 現 金	893,712,093 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基 金 に 関 す る 現 金	5,624,887,254 円
	歳 入 歳 出 外 現 金	52,867,619 円
	計	6,571,466,966 円
水 道 事 業 会 計		353,390,749 円

議員派遣の結果報告

1 熊本市町村議会議長会（議員研修会）

- (1) 目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 嘉島町民会館
- (3) 期 間 令和元年10月1日（火）
- (4) 派遣議員 10人
- (5) 内 容 演題 「これからの議会のあり方・議員への期待」
講師 元総務大臣 片山善博 氏

2 総務常任委員会研修

- (1) 目 的 地方公共団体の事務に関する調査のため
- (2) 派遣場所 神奈川県厚木市・静岡県御殿場市
- (3) 期 間 令和元年11月20日（水）～22日（金）
- (4) 派遣議員 5人
- (5) 内 容 ・防災対策の取組及びぼうさいの丘公園視察
・タブレット端末を活用した議会運営

3 建設経済常任委員会研修

- (1) 目 的 地方公共団体の事務に関する調査のため
- (2) 派遣場所 島根県海士町
- (3) 期 間 令和元年11月10日（日）～12日（火）
- (4) 派遣議員 4人
- (5) 内 容 ・C A S 特殊な魚介類の凍結技術による水産業の振興等

4 文教厚生常任委員会研修

- (1) 目 的 地方公共団体の事務に関する調査のため
- (2) 派遣場所 三重県多気町・大阪府島本町
- (3) 期 間 令和元年11月6日（水）～8日（金）
- (4) 派遣議員 4人
- (5) 内 容 ・子育て支援について
・小中一貫教育について

5 熊本県町村議会議長会（広報研修会）

- (1) 目 的 議会広報活動の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 熊本県市町村自治会館
- (3) 期 間 令和元年11月22日（金）
- (4) 派遣議員 議会広報委員会委員 3名
- (5) 内 容 「待ったなし！！ 大胆刷新へ真剣討議」
講師 熊本日新聞社N I E専門委員 越地真一郎 氏

令和元年12月10日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

ただいまから令和元年第4回芦北町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議席に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮尾秀行君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、15番 草野君及び1番 藤井君の二人を指名します。

-----○-----

第2 会期の決定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から12月12日までの3日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月12日までの3日間に決定しました。

-----○-----

第3 諸報告

○議長（宮尾秀行君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

第4 町長の提案理由説明

○議長（宮尾秀行君） 日程第4「町長の提案理由説明」を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに芦北町議会12月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、師走のお忙しい中に御出席いただきありがとうございます。

まず、本定例会に付議しました議案につきまして、概要を申し上げます。

令和元年度芦北町一般会計補正予算（第4号）及び特別会計に係る補正予算、並びに水道事業会計に係る補正予算計6件を提案しております。また、芦北町会計年

度任用職員の給与等に関する条例制定の外2件の新規条例制定、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例外7件の条例改正及び芦北町総合計画策定に係る提案、並びに熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更、財産の取得に係る各1件の議案、さらに人事案件7件を含めた合計27議案を提案しております。

さて、各位も御存じのように、今般、町体育施設における職員の不祥事に関しまして、議会をはじめ、町民の皆さまの信頼を著しく失墜させる事態となりましたことを深く反省し、心よりお詫び申し上げます。この職員の懲戒免職処分はもとより、その職員の監督責任者であった上司など、関係職員につきましても処分を行い、私をはじめ、三役も組織の責任者として、また任命責任者として、事の重大さを厳しく受け止め、本定例会に自らを処分すべく報酬の減額を追加議案として提案させていただくことといたしました。なお、被害を受けた売上金につきましては、全額返済されておりまして、また懲戒免職の処分を受けているため、刑事告訴は行わないものとしております。今後、このような不祥事を起こすことのないよう、綱紀粛正を図り、町民の信頼回復に努めてまいりますので、どうぞ御理解を賜りたいと思います。

以上、御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（宮尾秀行君） 町長の説明が終わりました。

—————○—————

第5 議案第56号 令和元年度芦北町一般会計補正予算（第4号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第5、議案第56号「令和元年度芦北町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） おはようございます。

それでは、議案第56号、令和元年度芦北町一般会計補正予算（第4号）について、御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ9,049万2,000円を追加し、総額を114億6,362万3,000円とするものです。

また、第2条で繰越明許費を、第3条で債務負担行為補正を、第4条で地方債補正をそれぞれ計上しております。

内容につきまして、予算書をもとに歳出から説明いたします。

まず、今回の補正は、款1の議会費から款9の教育費まで、県人事委員会勧告に基づく給料、職員手当の改定及び人事異動、職員減などに伴う職員給与費等の補正を行っております。総額で2,621万9,000円の減額となっております。なお、

県人事委員会勧告に基づくものとして、給料の平均改定率0.1%、勤勉手当0.05カ月分となっております。詳しい内容につきましては、予算書の28ページから30ページの給与費明細のとおりです。以降、各款の補正につきまして、人件費を省略して御説明いたします。

予算書の12ページをお開きください。

款1議会費、節3職員手当等におきまして、議員の期末手当を職員同様0.05カ月引き上げるため、22万6,000円を追加しております。

款2総務費です。目5財産管理費、節25積立金は、ふるさと応援寄附金が当初見込みよりも3,600万円多く見込めることから、その積立金を計上しております。

予算書は13ページになります。

目6企画費の節8報償費1,080万円から節14使用料及び賃借料200万円までは、ふるさと応援寄附金の増額に伴う返礼品及び事務経費です。節19の130万4,000円は、広域行政事務組合の職員の給与改定や電算システム改修等に伴う負担金の増額です。

目11高速交通対策費の節11需用費の164万2,000円から節13委託料の396万4,000円は、議会全員協議会におきまして説明いたしました、ふれあいツクールバスの運行見直しに伴う必要経費を増額補正したものでございます。節11の需用費は、有償化に伴う消耗品費20万円、時刻表や路線図作成、回数券等の印刷製本費144万2,000円、節13の委託料ではふれあいツクールバス運行業務委託料133万3,000円、バス料金箱作成委託料58万5,000円、バス停留所標識設置委託料204万6,000円でございます。節19の69万6,000円は、産交バスの運行単価が当初見込みより増加したことから補助金を増額するものです。

予算書は15ページになります。

項3目1戸籍住民基本台帳費、節18備品購入費5万5,000円はマイナンバーカードの窓口申請受付用の端末機の購入費です。

項4目4熊本県知事選挙費の1,423万4,000円は、令和2年3月22日に執行予定の県知事選挙に係る関係経費です。

予算書は16ページになります。

款3民生費です。目1社会福祉総務費の節28繰出金27万3,000円は、人件費補正に伴う国民健康保険事業特別会計の繰出金です。

目2障がい者福祉費の964万9,000円は、障がい児通所給付費が当初見込みより増加したことから、扶助費を増額するものです。

目4高齢者福祉費の280万4,000円は、介護保険事業特別会計の補正に伴う繰出金です。

予算書は17ページになります。

項2目2児童措置費の131万7,000円は、子どものための教育保育給付費の平成30年度事業実績に伴う精算償還金です。

項3目1国民年金事務取扱費、節13委託料の31万4,000円は、申請書様式等の見直しに伴うシステム改修委託料です。

款4衛生費です。項1目1保健衛生総務費の節1報酬の6万4,000円と、予算書18ページの節9旅費の1万円は、保健事業推進医科歯科連絡会議委員の報酬及び費用弁償です。

節23の3万7,000円は、自殺対策推進事業補助金の平成30年度事業実績に伴う精算償還金です。

目6生活排水対策事業費の70万9,000円は、人件費補正に伴う農業集落排水事業特別会計及び生活排水処理事業特別会計への繰出金です。

予算書は19ページになります。

款5農林水産業費です。項1目3農業振興費の23万7,000円は、農業用廃プラスチック類の処理単価が当初見込みより増加したことから、補助金を増額するものです。

目4畜産業費の34万8,000円は、アフリカ豚コレラの侵入対策として養豚農場に柵等の設置が義務づけられたことに伴い、養豚農家への補助金を新たに計上するものです。

目8中山間地域等直接支払事業費の23万円は、協定農用地等の増額に伴う図面作成業務委託料です。

予算書は21ページになります。

款6商工費です。項1目2商工業振興費の300万円は、旧小田浦小学校に進出予定の企業に対するサテライトオフィス等誘致事業補助金です。

目5御立岬公園費の280万7,000円は、御立岬公園のトイレや御立岬温泉センターの浴室天井等の修繕料です。

予算書は24ページになります。

款9教育費です。項4目1幼稚園費の節8報償費3万2,000円から節14使用料及び賃借料3万円までは、来年3月に閉園する幼稚園の閉園式に係る関係経費を計上するものです。

予算書は25ページになります。

項5目6文化財費の20万3,000円は、宮浦横手地区遺跡試掘調査に係る作

業員賃金と建設機械等借上料です。

予算書は27ページになります。

款10災害復旧費です。項1目2林業用施設災害復旧費の1,855万4,000円は、6月から7月の豪雨により発生した林道東部線と林道立川線の災害復旧に係る工事費及び補償金です。

次に、歳入について御説明いたします。

予算書は10ページをお開きください。

款13使用料及び手数料です。項1目1総務使用料の34万円は、ふれあいツクルバスの有償運行に伴う使用料です。

次に、款14国庫支出金です。項1目1民生費国庫負担金の482万4,000円は、障がい児入所給付費の増加に伴う負担金です。

項2目1総務費国庫補助金の5万5,000円は、マイナンバーカードの申請受付に係る補助金です。

項3目2民生費委託金の31万4,000円は、国民年金システム改修に係る委託金です。

次に、款15県支出金です。項1目1民生費県負担金の241万2,000円は、障がい児通所給付費の増加に伴う負担金です。

項2目9災害復旧費県補助金849万円は、林業用施設の災害復旧に係る補助金です。

予算書は11ページになります。

項3目1総務費委託金の1,423万4,000円は、県知事選挙に係る委託金です。

款17寄附金の3,600万円は、ふると応援寄附金の増額を見込むものです。

款18繰入金の1,744万2,000円は、ふるさと応援寄附金の増額に伴う返礼品等に充当するため基金より繰り入れるものです。

款19繰越金は、最後に説明いたします。

款20諸収入です。項4目2雑入の1,823万8,000円は、後期高齢者医療給付事業の平成30年度負担金の確定に伴う返還金です。

款21町債です。項1目1総務債の2,395万7,000円の減額は、臨時財政対策債の額の確定に伴い、当初予算との差額を減額補正するものです。

目8災害復旧費の760万円は、林業用施設の災害復旧に係る起債でございます。

最後に、款19の繰越金です。歳入歳出の不足額450万円を、前年度繰越金より充当するものです。

次に、5ページをお開きください。

第2表繰越明許費について、御説明いたします。林道施設災害復旧事業1,845万8,000円につきましては、適正工期を確保できないため繰り越しをお願いするものです。

次に、6ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正について、御説明いたします。年度開始前に契約が必要なふれあいツクールバス運行業務委託料と、小学校教員用教科用図書、指導書及び指導用教材購入費の2件、限度額の合計6,983万2,000円を追加するものです。事項別の期間及び限度額は、記載のとおりとなっております。

予算書は7ページになります。

第4表地方債補正について、御説明いたします。農林水産施設災害復旧事業760万円を追加し、変更としまして臨時財政対策債を2,395万7,000円減額し、1億8,004万3,000円とするものです。利率や償還方法は、表に記載のとおりです。

なお、予算書28ページから30ページに給与費明細書を、31ページに債務負担行為で当該年度以降の支出予定額に関する調書を、32ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしております。

以上で、一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第6 議案第57号 令和元年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第6、議案第57号「令和元年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。田渕住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 議案第５７号、令和元年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、御説明いたします。

事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ７９０万７,０００円を追加し、総額を３０億６０８万３,０００円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。

予算書７ページになります。

款１項１目１一般管理費の給料、職員手当等、共済費は、給与改定及び職員の異動等に伴う職員給与費の補正でございます。

１３委託料の１５５万８,０００円は、オンライン資格確認及び端末更新に伴うシステム改修の委託料でございます。

項２目１賦課徴収費の１２９万９,０００円の減額は、職員給与費等の補正です。

款２項１目１一般被保険者療養給付費の６０７万６,０００円は、療養給付費の実績見込みによる増額でございます。

歳入は６ページになります。

款３項１目１保険給付費等交付金の６０７万６,０００円は、療養給付費にかかる交付金です。

款５繰入金の２７万３,０００円は、職員給与費等の補正に係る一般会計からの繰入金でございます。

款７項３目６雑入の３万４,０００円は、特定健康診査、特定保健指導等に係る平成３０年度の事業実績に伴う返還金でございます。

款８項１目１国民健康保険制度関係業務事業費補助金の９万９,０００円と、目２社会保障税番号制度システム整備費補助金の１４２万５,０００円は、国民健康保険システム改修に係る国庫補助金です。

なお、給与費の内訳につきましては、予算書の８ページから１０ページの明細書のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第５７号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第7 議案第58号 令和元年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第7、議案第58号「令和元年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 議案第58号、令和元年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ280万4,000円を追加し、総額を23億4,288万9,000円とするものです。

歳出から御説明いたします。

予算書の7ページをお開きください。

款1総務費、目1一般管理費の報酬、需用費、役務費、委託料につきましては、次期介護保険事業計画策定に向けたニーズ調査や実態調査の経費として、あわせて183万3,000円の補正です。給料、職員手当等、共済費、あわせて97万1,000円につきましては、給与改定及び職員の異動等に伴う職員給与費等の補正です。

次に、歳入につきましては6ページになります。

款7繰入金の280万4,000円は、職員給与費等の補正に係る一般会計からの繰入金97万1,000円と、ニーズ調査や実態調査の経費に係る一般会計からの事務費繰入金183万3,000円です。

なお、給与費の内訳につきましては、予算書の8ページから10ページの明細書のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第５８号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第８ 議案第５９号 令和元年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第８、議案第５９号「令和元年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。杉本上下水道課長。

○上下水道課長（杉本芳郎君） 議案第５９号、令和元年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ２７万２,０００円を追加し、総額を２億１,９２７万２,０００円とするものです。

今回の補正は、職員給与費等の補正です。

歳出から御説明いたします。

予算書の７ページになります。

款１農業集落排水事業費、目１農業集落排水事業総務費の２７万２,０００円は、給与改定及び職員の異動に伴う職員給与費等の補正です。

次に、歳入につきましては６ページになります。

款４繰入金の２７万２,０００円は、職員給与費等の補正に係る一般会計からの繰入金です。

なお、給与費の内訳につきましては、予算書の８ページから１０ページの明細書のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第５９号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第9 議案第60号 令和元年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第9、議案第60号「令和元年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。杉本上下水道課長。

○上下水道課長（杉本芳郎君） 議案第60号、令和元年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ43万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,743万7,000円とするものです。

今回の補正は、職員給与費等の補正です。

歳出から御説明いたします。

予算書は7ページになります。

款1生活排水処理事業費、目1生活排水処理事業総務費の43万7,000円は、給与改定に伴う職員給与費等の補正です。

次に、歳入につきましては6ページになります。

款2繰入金の43万7,000円は、職員給与費等の補正に係る一般会計からの繰入金です。

なお、給与費の内訳につきましては、予算書の8ページから10ページの明細書のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第10 議案第61号 令和元年度芦北町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第10、議案第61号「令和元年度芦北町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。杉本上下水道課長。

○上下水道課長（杉本芳郎君） 議案第61号、令和元年度芦北町水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

本案第2条は、令和元年度芦北町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の水道事業費用予定額に25万8,000円を追加し、2億2,968万8,000円とするものでございます。

今回の補正は、職員給与費等の補正でございます。

本案第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費予定額に25万8,000円を追加し、4,118万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、2ページ以降に記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第11 議案第62号 芦北町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第11、議案第62号「芦北町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 議案第62号、芦北町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、一般職の会計年度任用職員制度の創設に伴い、条例を制定するものです。

制定の趣旨といたしましては、これまでの臨時嘱託職員の名称を、新たに会計年度任用職員と規定するとともに、期末手当等を支給できることとし、待遇の改善を行うものです。

規定内容について、主なものを説明いたします。第2条は、給与の種類を規定しております。また、パートタイム会計年度任用職員には、報酬として時間外勤務手当に相当する額を支給できることとしております。第3条から第5条では、報酬の額または給料の額を決定するにあたって、一般職の職員の給料表を基礎として職務内容に応じて決定することとするものでございます。第6条及び第7条では、会計年度任用職員が公務で旅行した場合は費用を弁償し、または旅費を支給することを規定しています。第8条では、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用を弁償することを規定しています。

なお、附則として、この条例は令和2年4月1日から施行することとしています。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。坂本君。

○4番（坂本 登君） この会計年度任用職員の給料改定とか、この法律に基づく条例改定については異議を唱えるつもりはありません。2、3ちょっと確認というか、聞きたいことがあるので質疑をさせていただきます。先日のこの件に関して、全員協議会でも説明がありました。その折にですね、今の臨時職員等をこの会計年度任用職員の制度に伴って、フルタイムまたはパートタイムのほうにシフトしていくと。それで、大まかに言えばパートタイムのほうにシフトしていくというような説明がありました。この法改正によって条例改正が今説明がありましたように、前向きな部分もあるんですけれども、一つ懸念することは今から正職員をこちらの方向に割合を高めていくのかという、ちょっとそこを懸念したものですから、そのへんはどういうふうな思いでいらっしゃるのか。今の臨時の職員だけをこれはこっちの方向にもっていくのか、それとも今から退職者が出て正職員がだんだん減っていくのを補充するのには、全てこっちに割合を高めていくという方向で考えていらっしゃるのか、またそれができるのかですね。やろうと思えば、これはできる制度なのか。そこをちょっとお答えください。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 現在の実際の業務におきまして、これまでのパートタイムの時間によりまして、嘱託職員の方にお出でいただいておりますが、現在の状況です、業務のほうは円滑に執行できていることから、フルタイムでの任用は必要ないというふうに、パートタイムでできていくんだということで考えております。

それと、正職員のほうを減らしていくといえますか、そちらにシフトしていくんじゃないかということでありましたが、正職員のほうが少なくなる。これについてはですね、職員につきましては、年次計画を立てましてですね、必要な職員は確保していくということで計画はしておりますので、そちらのほうにはシフトしていくということは考えてはいないところであります。

以上であります。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 正職員の数はですね、そんなに減らないと、維持していくということなので、今、安心しましたが、ただフルタイムじゃなくてパートタイムに重きを置くというような趣旨だったと思うんですが、そうすると、前向きな賃金の改正もなっているんですけど、フルタイムには退職手当や特殊勤務手当等があるんですけれども、このパートタイムには支給できない等、大きな格差が存在することもあるんですね。それと、この一番の問題点といえますか、この会計年度任用職員の導入は、今後、公的業務の大半を会計年度任用職員に置き換えることが可能となるんですね、制度上。公の業務がどんどん民間へと委ねられていくことも可能なんですね、考えられます。引いては非正規、正規も減らして、公の業務を縮小していくということにもなり得る。継続性、専門性、地域性が求められる自治体職員の働き方が大きく変えていけるようなこの制度になっているんですね。ここはやっぱり町長にですね、やっぱりこういうこの制度は町長の判断如何ではこういうことができるような制度になっているので、そこはこうならないように踏みとどまってほしいという、長い目で見た場合に、今どこでも大きな災害が起こって、避難所や正職員じゃない場合は夜間の勤務とかはできないですし、そういう面で不自由なところがありますので、今、課長が正職員の割合は減らさないんだということで安心はしましたが、町長判断如何ではやっぱりそういう危険性を、もう可能になるという制度なので、是非そこは分かっているやうな重々分かった上で一言答えていただければと思います。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 正職員あるいはパートタイム、今お尋ねの件につきましてはですね、生活者レベルに立って、きちんと対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。寺本順一君。

○6番（寺本順一君） この件につきましては、大きな進歩ではなかろうかと思っております。同一業種、同一賃金というような言葉もありますように、そういう言葉に一步でも近づくような、そういう内容であると、私は認識しております。

期末手当について、お尋ねいたします。一般職の期末手当等については、人事院勧告により決定するわけでございますけれども、この度の会計年度任用職員については、各自治体がそれぞれ自治体の事情によって決めるというようなことではなかろうかと思っております。先に開催されました全員協議会におきまして、期末手当支給率1.45月分というような説明もございました。ちなみに、近隣の市町村、八代市、津奈木町、水俣市、どのくらいの額で期末手当を設定してあるのか、総務課長にお尋ねいたします。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 近隣の支給率でございますが、八代市が1.8、津奈木町が芦北町と同じく1.45、水俣市が1.0で検討しているということで伺っております。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 要望でございますけれども、非常にこの期末手当については基準といったものがございませんので、それも町長としてもかなり、どこに接点を合わせるか苦労なさったんじゃないかならうかと思えます。恐らく町村会、津奈木町と今、2町でございますけれども、その中での話し合いもなされたんじゃないかならうかと思っております。

今後の問題といたしまして、熊本県内の実態を調査していただいでですね、やはり熊本県の平均値よりも下がらないような方向で検討していただければと、私自身、個人の意見としてそういうことを思っておりますので、是非それを毎年実施してもらいまして、県の人事委員会あたりに聞くと、そういう数字、把握しておると思いますので、是非県の各自治体の平均値よりも下がらないということを一つの私は条件にしたらどうだろうかと思っておりますので、町長、そこらあたり何かございましたら。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 地域性とか財政力とか様々ございますが、総合的にですね、判断してまいりたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第12 議案第63号 芦北町ふれあいツクールバスの運行に関する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第12、議案第63号「芦北町ふれあいツクールバスの運行に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 議案第63号、芦北町ふれあいツクールバスの運行に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

条例の説明の前に、ふれあいツクールバスの運行の見直しについて、概要を説明申し上げます。芦北町地域公共交通会議におきまして、道路運送法の規定の基づき、国土交通大臣の登録を受けた路線を運行する市町村有償運行が承認され、これに基づいて運行の見直しを行うものでございます。主な見直しは、乗り合いタクシーの一部路線をふれあいツクールバスへ移行することと併せて、新規に田浦地区にふれあいツクールバスを運行するというものです。

それでは、条例の説明をいたします。この条例は、ふれあいツクールバスの運行に関し、住民の交通手段を確保し、公共の福祉の増進に寄与することを目的として制定するものでございます。

第1条は、趣旨を規定しております。第2条は、運行内容等の規定で、道路運送法第79条の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けた路線または運行する区域とすることとしています。第3条は、スクールバスの利用の規定で、スクールバスとして運行に支障のない範囲において、ふれあいツクールバスとして利用できることとしています。第4条は、使用料の規定で、全ての路線において1回の利用につき200円と定め、中学生以下の者の使用料は免除することとしております。また、路線の乗り換えについては、追加使用料を不要としております。さらに、回数券、定期券、片道定期券を規定していきまして、使用料等については表に記載のとおりでございます。第5条以降については、利用者の条件、損害賠償、委任を規定してい

ます。

なお、附則としまして、本条例は令和２年２月２５日から施行することとしておりますが、回数券や定期券について、運行開始前に販売ができるよう、附則の２を定めております。

また、提案理由は記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。寺本修一君。

○１３番（寺本修一君） 全協において説明がなされましたが、私、そのとき私用で欠席をいたしておりますので、課長にお伺いをいたします。

田浦の住民、特に高齢者、今回の田浦路線３路線、制定されまして誠に結構なことだろうと高く評価をいたします。そこで、まだ全町を網羅したとはいえない未整備区間があると思いますが、今後のそのような計画はどうなっているのか。それから、今回の１０路線ですかね、今回の路線の利用状況を踏まえてですね、当然、運行の見直し等も今後、次年度以降、必要があるかと思いますが、その点はどのようにお考えか、２点お伺いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 今後の計画というようなことでございますけども、現時点では町内の全域をほぼ網羅した形になっているのかというふうに考えておるところであります。また、この今提案申し上げています、その運行計画につきましては、現段階では精一杯考えたところではありますが、まだまだいろんな課題等もあるかと思っておりますので、そういったものを検証しながらですね、常に見直しをかけていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（宮尾秀行君） 寺本修一君。

○１３番（寺本修一君） ふれあいツクールバスの運行に関するこの条例、誠に結構な条例だろうと思います。そこでですね、やっぱりこういう路線をしていただきますと、いかに特に住民サービスの点から高齢者が中心であります、利用してもらわなければ何の意味もないと思いますので、是非ですね、周知徹底、ＰＲ、広報を徹底していただきまして、多くの方に利用していただきますようお願いいたしますが、その周知徹底の方法はどのようにお考えでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 当然、その周知徹底については必要なものと、十分必要なものとして認識しておりますので、あらゆる手段を使ってですね、広報をしていきたいと思っておりますし、また補正予算の中で説明申し上げましたけども、路線図等

も作ってですね、配布をする等、工夫を凝らした広報をやっていきたいというふう
に考えております。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第13 議案第64号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行 に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第13、議案第64号「地方公務員法及び地方自治法の一部
を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を
議題とします。

本案について、説明を求めます。櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 議案第64号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正
する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、御説明申し
上げます。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴い、
改正が必要となる条例を一括して、この条例で改正するものです。併せまして、地
方公務員法における職員の欠格条項の改正で、成年被後見人等の規定が削られたこ
とにより、条項等にずれが生じたもの等について所要の改正を行うものでございま
す。

主な改正内容について、御説明いたします。

第6条の一般職の職員の給与に関する条例は、一般職の職員の欠格事項から成年
被後見人または被補佐人が削られたことに伴い、当該箇所を改正するものです。ま
た、臨時の職員及び会計年度任用職員の給与等について、ほかの常勤職員との権衡、
特殊性などを考慮し、定めることとするものです。

第7条の職員の旅費に関する条例は、一般職の非常勤職員であるパートタイム会

計年度任用職員の公務のための旅行に要した費用については、旅費ではなく、費用弁償として支給することとなるため、非常勤職員の範囲からパートタイム会計年度任用職員を除く改正を行うものです。

第10条の特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例は、今回の法改正に伴い、特別職の非常勤職員にそぐわないものとして上げられた、区長、町有林管理人、地域おこし協力隊員、交通指導員等を削るものです。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行することとし、成年被後見人等の規定に係る改正につきましては、法律の施行日にあわせ令和元年12月14日から施行することとしています。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。坂本君。

○4番（坂本 登君） これも先ほどと一緒に、法改正に伴う条例改正ですので、そこに反対する意思はありません。問題点だけ確認をさせていただく質疑を行います。

一つは、会計年度任用職員の任用問題で、これは例えば1年を超えないとか、2年を超えないとか、何かこう決まっているんでしょうか、もう一回雇えば無期限にいいとか。

それともう一つは、学校給食員や学校図書司書等、学校勤務の臨時の職員さんは、夏休み・冬休み、こういった休みと思われそうな時期があるんですけど、そこも継続していけるのか、それともそこはじゃあその期間だけは休んでくれよということが採用方法として可能になるのか、可能だけれどもそれはしないということなのか、そういう問題点がちょっと不安視されますので、お聞かせください。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） まず、任用期間でございますが、任用期間につきましてはですね、現在と同じく1年間の任用でございます。これを繰り返していくということでございますので、現在と変わらないといえますか、同じと思っていただければ結構だと思います。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

給食センターの調理員につきましては、御存じのとおり、長期の休業中は給食がございませんので、勤務を要しない日として取り扱いをしております。なお、給料等につきましては、1日いくらという金額でですね、契約をさせていただいているところでございますので、そのような現状でございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） もう一つだけ、先ほど雇用期間が1年以内ということでお答えされました。それはもう更新しないということなんですか、それとも更新はあり得るということなんでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 会計年度職員でございますので、その会計年度ですね、3月31日までということではありますが、当然、今までどおりですね、更新といいですか、それは可能でございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第14 議案第65号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第66号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第67号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第14、議案第65号「芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から日程第16、議案第67号「芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までを、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

本案について、説明を求めます。櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 議案第65号から議案第67号までは、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関連する改正となりますので、一括して御説明申し上げます。

議案第65号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、熊本県人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給料を0.1%増、ボーナスを0.05月増とする増額改定を行い、さらに住居手当について、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、手当額の上限を1,000円引き上げる改正を行うものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の芦北町一般職の職員の給与に関する条例の住居手当に係る規定は、令和2年4月1日から施行し、給料表に係る規定は平成31年4月1日からの遡及適用となります。また、令和元年12月に支給する勤勉手当の成績率を100分の97.5とする特例措置を規定しております。

議案第66号、芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第67号、芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の主な内容につきましては、国の特別職の職員の給与に関する法律の改正にあわせて、町長、副町長、教育長、議会議員の期末手当について、0.05月の増額改定を行うものです。

附則として、令和元年12月に支給する期末手当の支給率を100分の172.5とする特例措置を規定しております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから日程第14、議案第65号から日程第16、議案第67号までを、順次討論を行い、採決します。

日程第14、議案第65号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決しました。

日程第15、議案第66号、芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決しました。

日程第16、議案第67号、芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決しました。

ここで、しばらく休憩します。11時15分から再開いたします。

—————○—————

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

—————○—————

第17 議案第68号 芦北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第17、議案第68号「芦北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 議案第68号、芦北町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容として、法律の改正にあわせ消防団員の欠格事項から成年被後見人または被補佐人を削除することとし、その他規定の整備を行うこととしております。

附則として、令和元年１２月１４日から施行することとしています。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第６８号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６８号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第１８ 議案第６９号 芦北町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第１８、議案第６９号「芦北町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 議案第６９号、芦北町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

今回の改正は、吉尾温泉診療所の診療態勢の現状に鑑み、入院及び退院に関する項目を削除するもので、吉尾温泉診療所は平成９年度から入院はございません。現在、派遣医師等による週２日の診療を行っている状況にあり、入院を受け入れる態勢ではございませんので、今回改正を行うものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第 69 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 69 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第 19 議案第 70 号 芦北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 19、議案第 70 号「芦北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 議案第 70 号、芦北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、国で定める災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、①災害弔慰金の支給等に関する法律第 13 条に償還金の支払猶予が新たに規定されたことに伴い、条例の一部改正を行います。

次に、②災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するにあたり、これまで熊本県に審査委員会の設置及び運営を委託することができるとしてありましたが、町にも審査委員会を置くものとするのでございます。以上 2 点になります。

附則としまして、この条例は公布日が施行日になります。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第20 議案第71号 芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第20、議案第71号「芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 議案第71号、芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、児童福祉法第34条の20第1項第1号が削られることに伴い、引用する法律の条文の繰り上げを行うものです。

附則としまして、この条例は公布日が施行日になります。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第 7 1 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 1 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第 2 1 議案第 7 2 号 芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 2 1、議案第 7 2 号「芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。杉本上下水道課長。

○上下水道課長（杉本芳郎君） 議案第 7 2 号、芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

この条例は、水道法等の一部改正により、給水工事事業者が給水工事を適正に行うための水質の保持等を図るため、指定給水装置工事事業者の指定について更新制度が導入されたことに伴い、その更新に係る手数料の額を新たに定めるものであります。

なお、改正内容といたしましては、指定給水装置工事事業者の更新 1 件に係る手数料を 1 万円とするものです。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第 7 2 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 2 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第 2 2 議案第 7 3 号 芦北町総合計画（第二次）後期基本計画を定めることについて

○議長（宮尾秀行君） 日程第 2 2、議案第 7 3 号「芦北町総合計画（第二次）後期基本計画を定めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 議案第 7 3 号、芦北町総合計画（第二次）後期基本計画を定めることについて、御説明申し上げます。

本案は、芦北町総合計画策定条例第 4 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の芦北町総合計画後期基本計画は、前期基本計画を踏襲しつつ、5 年後を見据え、子どもたちのためにできること、また受け継いでいく町を描いたものとなっております。

本基本計画の体系や策定の経緯につきましては、先に開催させていただきました全員協議会におきまして御説明申し上げましたので、省略させていただきますが、本基本計画は「すべては次代を担う子どもたちのために」という基本理念のもと、「個性輝き、活力と魅力にあふれた安全・安心を実感できる町」を実現するために、5 つのまちづくりの目標を柱といたしまして、体系的に施策を展開するものとなっております。

なお、本基本計画につきましては、芦北町総合計画策定審議会に諮問いたしまして、町政運営の基本として妥当であるとの答申をいただいているところでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第 7 3 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 3 号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第 2 3 議案第 7 4 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 2 3、議案第 7 4 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 議案第 7 4 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、御説明申し上げます。

本町が加盟している熊本県市町村総合事務組合の退職手当事務に、令和 2 年 4 月 1 日より熊本県後期高齢者医療広域連合が加入するため、規約の一部を改正するものです。

一部事務組合の規約の変更については、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がありますので、本案を提出するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第 7 4 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 4 号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第 2 4 議案第 7 5 号 財産の取得について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 2 4、議案第 7 5 号「財産の取得について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。福井生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井成昭君） 議案第 7 5 号、財産の取得について、御説明申し上げます。

本議案は、芦北町総合コミュニティセンター図書館図書購入について、次のとお

り売買契約締結の承認に係るものであります。

- 1 契約の目的 芦北町総合コミュニティセンター図書館図書購入
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 8,844万円
- 4 契約の相手方 東京都文京区大塚3丁目1番1号
株式会社図書館流通センター
代表取締役 細川 博史

購入の概要について、御説明申し上げます。現在建設中の芦北町総合コミュニティセンター図書館に新たに4万冊の図書資料を購入するものでございます。新図書館の蔵書数を6万冊と計画しており、今回4万冊を購入し、残りの2万冊につきましては現在の町立図書館より持ち込む予定としております。

次に、随意契約とした理由について申し上げます。今回契約いたします株式会社図書館流通センターは、現在も町立図書館の図書の納入を行っており、現図書館の蔵書データを有するなど、本町図書館の蔵書の構成に精通しております。また、図書選書業務及び配架業務の受託業者でもあり、同社が策定しました選書リストに基づく図書の確保を行うことで、欠品本等への対応もスムーズとなり、適切な管理ができることから、同社と随意契約を締結するものでございます。仮契約を11月15日に行っております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） 質問いたします。

図書の選定につきましては、これまで6月の全協、それから8月の全協で説明がございました。6月の全員協議会では、5月から選書あるいは配架計画に入って、9月下旬に選書、配架計画が委託が終了するということの説明でございました。また、8月の全員協議会では、今もありましたがですね、4万冊、単価的には2,010円の4万冊掛けるの消費税、そして概算で8,900万円ということで9月の議会で債務負担行為がなされております。

今説明を聞きますと、9月議会では債務負担行為がですね、限度額いっぱいでも決をされました。今回、この契約に随契ではですね、8,840万円、非常に高額でございます。専門性とか、いろんな問題がありますから、いろいろ随契でだと思われていますが、今回の随意契約がですね、当時の100%ですよね。2,010円の4万冊の10%ですから、ちょうどこの8,844万円になります。

だから、そこでちょっと質問をいたしますが、当初説明がありました選書計画委託に基づいてですね、先ほどの説明ではこの会社だということですが、いつ終了したのか、最終図書数というのは何冊に、具体的にになったのか、第1に。

第2にですね、当然、その計画数量に基づいて契約金額を積算するべきだと思いますが、その仕様書とか、契約に基づくですね、仕様書とかは作成されて、その会社と仮契約を交わされたのか。

それから、全くその100%ですよ。もうまだそういう計画が数量が出てない中で、概略の4万冊で今回はもう契約が上がってしまっている。100%、2,010円の4万冊の消費税込みというのが単価ですから、なぜその単価になったのかですね、その説明。当時の契約と変わらない金額というのはなぜなのか。

そして、最後にですね、この随契の相手方の選定理由というのは何か、これをお答えください。4つ、お尋ねいたします。

○議長（宮尾秀行君） 福井生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井成昭君） まず、単価につきましては、2,010円の消費税ということで、これはあくまでも平均単価でございます。1冊1冊、当然、図書の単価は違いますので、平均的なものということで当初計画をさせていただきました。図書につきましては、原則定価での販売ということでございますので、値引き等は考えておりません。

債務負担行為につきましては、8,900万円ということで上限を決めさせて、議決をいただいておりますので、その内での契約ということで、今回8,844万円というふうになりました。これにつきましては、図書、それと図書1冊当たりの背表紙等のマーク代、それとバーコードICタグ代等を含んだところで、この金額というようなことになっております。

それと、仕様書につきましては、ここにありますが、それぞれ図書の原簿とか、先ほど言いました図書に貼る背表紙とか、ICコードタグとか、そういうのをどこに付けるんだとか、そういう部分までの仕様書等を作りまして、契約をさせていただいているところであります。

それと、この株式会社図書館流通センターにおきましては、先ほども申しましたとおり、本町の図書館に現在も納入をしております。当然、蔵書データもありますし、その蔵書データをもとに新たに購入する図書等も選書をしていただいておりますので、かぶりがないといえますか、重複するようなことがないようにですね、そういうようなところも含めたところであります。

併せまして、選書業務につきましては、9月30日までで終了をしていただいております。選書につきましては、現在、約6万7,000冊の選書リストをこちら

にいただいております、その中から4万冊に絞り込んでいくというような作業を契約後にですね、行っていくような形になろうかと思います。ですので、先ほど言いましたとおり、4万冊で8,844万円なんですけども、それに極力近づくといえますか、きっちり4万冊になるかちょっと分かりませんが、その4万冊に近づいたところの8,844万円というようなところで、今考えているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 会社ですね、今回は随意契約ということで、今話を聞きますと、昔からの取引関係があって、精通している関係でこの会社に指名をしているというふうに受けましたけども、随契というのはもう法に定められておりますけども、地方自治法にも167条にありますよね。今回、随意契約というのは、いくつも通常ならば入札とかが一番いいんですけど、特殊なケースということで随契になるわけなんですけども、その中でも特にこの図書とかについてはですね、今説明が原価取引という説明をされましたけども、いろんな自治体をちょっと調べてみますとですね、選定理由というのがたくさんありまして、1社の随意契約ですよ。あるいは、その相見積もりといいますかね、何社か選んで、その中で相見積もりを取るという方法があるかと思いますが、これは自治法では財産の借入れは80万円と決まっておりますけども、これはその他ですけども、今回の場合は特例で2項第1号のそのまた2ということで、こういう随契ができるわけでございますけども、選定理由がですね、私はこの特殊性、相対単価ということで、先ほどの説明ではもう4万冊、単価は2,010円と決めておられますが、これまで積み上げられた単価から考えますと、大体まだ今から選書されるというふうにちょっと聞こえてるんですけど、6万7,000のうちの4万は、今から決めると。単価も決まってないと聞いたんですが、そうなるともう最高限度で契約するという事なんですけども、通常ですね、自治体の事例なんですけど、1冊当たりの単価から割引率というのは引きますよね。今回100%ですから、5%引くか、10%引くか、1冊単価からですね、歩引率、結局、割引率を引きますよね。95とか80とか75とか引いた単価を、そして相見積もりを取って、そして総額を出して、この契約金額になるというのが普通のあり方かなと思いますが、9月の議会でも8,900万円出した金額、しかしそれはもうちょっとあくまで概略でしたから、8,844万円というのがきっちりした単価になりますから、もうそのいっぱいいっぱい、限度いっぱいされるところが少し理解ができないんですけど、そういう歩引率とかの交渉はされましたか。その会社とですね、透明性の問題ですから、その1社と、その結局、値引率について交渉されたことはありますか。

○議長（宮尾秀行君） 福井生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井成昭君） 値引きについての交渉はしておりません。先ほど申しましたとおり、8,844万円という契約額になるんですけども、あくまでも2,010円という平均単価での4万冊の計算になっておりますので、それぞれのその本の単価によりまして、その4万冊を納入したときに、8,844万円以下になる可能性もありますので、そのときには逆にいえば冊数を増やしたりとか、そういうところで調整はやっていくというようなところで考えております。値引きについての交渉はしておりません。

○議長（宮尾秀行君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 一応ですね、大体理解はできるんですけども、価格交渉してないということで、当然ですね、図書については単価もありますし、そしてこれだけの蔵書4万冊ですから、一括した金額を出すときはですね、これから何割になりますとか、考え方としては出てくるはずですけども、通常、見積り合せをして最高の値引率のところと交渉するというのが一般的な考え方ですが、うちの場合はもう1社と、もう昔からの付き合いがあるからやむを得ないということですが、できるだけですね、財産の購入で高い金額でございますから、最終的には有効利用して、いろんな保育園児とか生徒とか一般の方とか見ていただければいいんですが、もうめくってしまえばですね、何もならんものですからね、少しでもコストを下げ、町の財産ですから、そういう交渉もしていただきたいと思います。財産の取得については、今回随契ということで1社とこの金額で決めてしまうわけですから、そこはもう是非お願いしておきますが、町長、そこらへんのお考えはどんなでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 説明を受けましたときに、担当課からですね、同じようなことを聞きました。それで、そういう歴史的な経緯も踏まえてということではありますが、あくまでも町民の皆さん納得できるようにですね、説明のできるような購入の仕方を心がけなさいということでもありますので、今日いろいろと御意見を賜りましたので、そのことを踏まえて担当課はきちっと対応していくと思います。これが私はもう解釈としましては、契約の金額はですね、上限だろうと。でも、これを超えることは駄目だよと。その中でしっかりとですね、内容を充実していってくれと。そのほかにですね、いろいろ装丁の問題とかですね、何かタグとか何とか、そういうところですね、いろいろまた附帯するものについて、ある程度、この流通センターのほうですね、見る部分もあるということでございましたので、そのへんも勘案して、私は諾としたわけでありまして。重ねての答弁になりますが、きちんとそこは私も厳しく見ていきたいと思っています。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

第25 同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（宮尾秀行君） 日程第25、同意第2号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字乙千屋691番地3、氏名、楠原眞幸。

この件につきましては、令和2年2月10日に任期満了となるものでございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

楠原眞幸氏は、平成21年2月から芦北町教育委員に任命され、現在3期目でございます。久木野小学校長、湯浦中学校長、佐敷中学校長、佐敷小学校長を歴任され、教育に関する高い識見と豊富な経験を有しておられることから、引き続き御活躍いただくため、ここに議会の同意を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意しました。

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

第26 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第27 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第28 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（宮尾秀行君） 日程第26、同意第3号から日程第28、同意第5号までの「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の3件については、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

本案について、説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字高岡144番地、氏名、福山功敏。

この件につきましては、令和2年2月10日に任期満了となるものでございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

福山功敏氏は、旧芦北町の平成16年4月から固定資産評価審査委員会委員とし

て御尽力をいただいております、地域社会においても幅広い信頼を得られておりますことから、引き続き適任であるとして議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、同意第４号について御説明申し上げます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字花岡１８２２番地、氏名、石井忠也。

提案理由は、前号と同じであります。

石井忠也氏は、旧芦北町の平成９年４月から固定資産評価審査委員会委員として御尽力いただいております、固定資産に対して高い知識と豊富な経験を有しておられることから、引き続き適任であるとして議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、同意第５号について御説明申し上げます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字小田浦１３５２番地１、氏名、野口博司。

提案理由は、前号と同じであります。

野口博司氏でございますが、平成２９年２月から固定資産評価審査委員会委員として御尽力いただいております、豊富な行政経験と知識をお持ちであることから、引き続き適任であるとして議会の同意を求めるものでございます。

以上３名でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから日程第２６、同意第３号から日程第２８、同意第５号までを順次討論を行い、採決します。

日程第２６、同意第３号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから同意第３号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第３号は原案のとおり同意しました。

日程第２７、同意第４号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は原案のとおり同意しました。

日程第28、同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め
ることについて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから同意第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は原案のとおり同意しました。

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

第29 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第30 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第31 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（宮尾秀行君） 日程第29、諮問第2号から日程第31、諮問第4号までの
「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の3件については、議会
運営委員会の答申に基づき、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

本案について、説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6
条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字田浦3125番地1、氏名、大塚雄二。

この件につきましては、令和2年3月31日に任期満了となるものでございまし
て、法務大臣に候補者として推薦するために、当議会に提案させていただくもので
あります。

大塚雄二氏でございますが、平成２９年４月から人権擁護委員として法務大臣から委嘱され、現在１期目でございます。委員として、人権相談や啓発活動に積極的に取り組まれており、引き続き御活躍いただくため、議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、諮問第３号について御説明申し上げます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字計石１２８４番地８、氏名、藤井優一。

提案理由は、前号と同じであります。

藤井優一氏でございますが、芦北町の職員として昭和５４年１０月から平成３０年３月の退職まで、３８年６カ月間奉職され、その間、水俣芦北広域行政事務組合課長等を歴任されました。温厚にして篤実な人柄は、町民からの信望も厚く、また豊富な行政経験は人権擁護委員に最適な人材と認め、議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、諮問第４号について御説明申し上げます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字湯浦１０１０番地２、氏名、草野靖子。

提案理由は、前号と同じであります。

草野靖子氏でございますが、芦北町の職員として昭和５３年１１月から平成２７年３月の退職まで、３６年５カ月間、湯浦、大野の各町立保育所で保育士として活躍されました。温厚で誠実な人柄は、地域社会においても幅広い信頼を得ておられ、人権擁護委員に最適な人材と認め、議会の意見を求めるものでございます。

以上３名でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから日程第２９、諮問第２号から日程第３１、諮問第４号までを順次討論を行い、採決します。

日程第２９、諮問第２号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから諮問第２号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり適任者と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は原案のとおり適任者と認めることに決定しました。

日程第30、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、
討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり適任者と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号は原案のとおり適任者と認めることに決定しました。

日程第31、諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、
討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから諮問第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり適任者と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号は原案のとおり適任者と認めることに決定しました。

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労様でした。

—————○—————

散会 午前11時57分

令和元年第4回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

令和元年12月12日

午前10時 開 議

於 議 場

1 議事日程

第1 一般質問

（一括議題＝日程第2から日程第6まで）

第2 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第3 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第4 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第5 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

追加日程

第1 議案第76号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

第2 発議第2号 川尻成美議員に対する議員辞職勧告決議について （閉 会）

2 出席議員（15人）

1番 藤 井 公 輔 君

3番 林 田 燿 宏 君

4番 坂 本 登 君

5番 宮 内 道 則 君

6番 寺 本 順 一 君

7番 古 村 逸 男 君

8番 白 坂 康 浩 君

9番 前 田 徹 一 君

10番 元 山 秀 志 君

11番 平 松 洋 一 君

12番 川 尻 成 美 君

13番 寺 本 修 一 君

14番 岡 部 恵美子 君

15番 草 野 安 道 君

16番 宮 尾 秀 行 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（15人）

町 長 竹 崎 一 成 君 副 町 長 藤 崎 正 司 君

教 育 長	岩 田 繁 義 君	総 務 課 長	櫻 井 優 一 君
企画財政課長	川 尾 敏 浩 君	税 務 課 長	元 山 俊 治 君
住民生活課長	田 渕 耕 一 君	福 祉 課 長	内 田 照 也 君
健康増進課長	田 中 公 広 君	農林水産課長	福 田 貴 司 君
商工観光課長	松 本 俊 造 君	建 設 課 長	鎌 倉 博 之 君
上下水道課長	杉 本 芳 郎 君	教 育 課 長	白 坂 達 也 君
生涯学習課長	福 井 成 昭 君		

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	長 崎 十三男 君	次長(課長補佐)	岡 田 謙 治 君
--------	-----------	----------	-----------

令和元年第4回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	坂本 登	1 町内会費に募金や寄附金を含めて集めることについて	① 町民から「芦北町においては、赤い羽根歳末共同募金1世帯当たりの所得や人数の違いがあっても目安額が1000円と同じ金額で集められている。また、地区によっては氏名を書かされる」と相談があった。このように目安額を示し、氏名記入を求めるなどして、各地区で班、組別に集められていることを町はどのように考えているか。 ② 社会福祉法第116条（共同募金の性格）の条文に「共同募金は、寄付者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない」と記載されているが、町として共同募金は、自発的な協力を基礎とすることをどう認識しているか。 ③ これまで町内会の区費、班費に募金や寄附金を含めて集めているところがあると聞いているが、町はどのようなものが含まれているか把握しているか。また、区費、班費に募金や寄附金を含めて集めるやり方を見直すよう指導する考えはないか。 ④ 地区や班を通じ、神社の祭礼寄附金が集められているところがあるが、憲法第20条は条文で信教の自由について規定していて問題があると思うが、町としてどう考えてい	町 長

		るか。	
2 農業の振興について	① 国連総会で2018年採択された「小農と農村で働く人々の権利に関する国連宣言」の潮流は、今年スタートした「家族農業10年」に引き継がれている。家族経営の農家を再評価する必要がある。町は家族農業についてどのように認識しているか。 ② 後期基本計画(案)の農業の振興の項目に、新たな担い手の確保が手段として加えられている。新たな担い手の確保・定着に向けた町独自の支援策について具体的にどのように考えているか。 ③ 本町農業生産物の小中学校給食への活用率はいくらか。また、農産物の規格外品等の活用により学校給食への活用率を上げる考えはないか。 ④ 地産地消を後期基本計画(案)から削除してある。地産地消は何よりも重要な問題と考えるがなぜ削除したのか。	町 長 教育長	
3 個人として尊重される共生社会の推進について	① 2019年11月22日施行されたハンセン病家族補償法と改正ハンセン病問題基本法はどのような内容か。また、町として、制度の周知などを行う考えはないか。また、ハンセン病元患者の家族の名誉回復を図るため、町民に対し普及啓	町 長 教育長	

			発活動や教育の推進等の具体化を進めて欲しいが如何か。 ② 後期基本計画(案)に共生社会の推進が加わっている。L G B Tなど性の多様性、ジェンダー平等社会など誰もが自分らしく生きられる多様な生き方が認められ、個人として尊重される共生社会の推進を具体化する考えはないか。	
2	寺本順一	1 家庭教育の推進について	家庭は教育の原点であり全ての教育の出発点である。保護者が家庭教育の内容、子育ての知識、その他、親として成長するために必要なことについて学ぶことは、大変重要である。 ① 親の学びについて、どのような取組を行っているのか。 ② 子育てや、しつけ等について、学んだり、悩みを話し合ったりする場として家庭教育学級を立ち上げ、親の学びの推進を図る考えはないか。 ③ 田浦小・中学校では、地域のボランティアが学習支援や安全支援、環境支援、心支援を行い地域ぐるみで支援活動を行っているが、他校での取組は考えていないのか。 また、佐敷小学校と湯浦小学校では週2回放課後勉強やスポーツ、レクリエーション等、放課後子ども教室を開催しているが、他校での取組は考えていないのか。 ④ 平成25年4月1日付けで芦北町家庭教育支援事業要綱が	教育長 生涯学習課長 教育課長

			制定され、1名の支援員が湯浦小学校を拠点として、支援、相談に当たっている。 過去3年間の相談件数と内容はどんなものがあったか。 また、いじめの認知件数は何件あったか。 ⑤ 国に先駆け都道府県や市において家庭教育支援条例が制定されているが、本町は制定する考えはないか。 ⑥ 熊本県は平成25年4月1日に全国で1番目に家庭教育支援条例が制定されている。親の学びなど、県が主催する事業に町としてどのように参画しているのか。	
3	藤井公輔	1 全国学力・学習状況調査について	この調査は、毎年4月に小学6年生と中学3年生を対象とし、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育政策の成果と課題を検証する目的で実施されている。 ① この調査における本町の数値目標はあるのか。 ② 今年の本町の調査結果は、全国及び熊本県と比較してどのような結果であったか。 (本町の掲げる目標に対する達成度など)	教育長
		2 高齢者ドライバーによる免許証の自主返納に伴う支援について	高齢化の加速化によって、近年高齢者の自転車運転事故が社会問題となっている。高齢になっても、生活上、車の運転をしなければならない高	町 長 担当課長

			齢者がいると考えられる。特に山間部においては、車なしでの生活は大変不便である。 ① 現在、本町において、70歳以上の免許証保有者は何名か。 ② 免許証を自主返納された高齢者に対し、行政として何か支援はあるのか。	
--	--	--	--	--

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、議席に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

第1 一般質問

○議長（宮尾秀行君） 日程第1「一般質問」を行います。

質問通告者は3名です。通告書はお手元に配付しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、坂本君。

○4番（坂本 登君） おはようございます。日本共産党の坂本登です。議長の許可のもと、3項目について質問します。

最初の質問は、町内会費に募金や寄附金を含めて集めることについてお聞きします。

①町民から、芦北町においては、赤い羽根歳末共同募金1世帯当たりの所得や人数の違いがあっても目安額が1,000円と、同じ額で集められている。また、地区によっては、氏名を書かされると相談があった。このように、目安額を示し、氏名記入を求める等して、各地区で班・組別に集められていることを、町はどのように考えているか。

②社会福祉法第116条共同募金の性格の条文に、共同募金は寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならぬと記載されているが、町として共同募金は自発的な協力を基礎とすることをどう認識しているか。

③これまで町内会の区費・班費に募金や寄附金を含めて集めているところがあると聞いているが、町はどのようなものがあるか把握しているか。また、区費・班費に募金や寄附金を含めて集めるやり方を見直すよう指導する考えはないか。

④地区や班を通じ、神社の祭礼寄附金が集められているところがあるが、憲法第20条は条文で信教の自由について規定していて問題があると思うが、町はどう考えているか。

①から④まで、それぞれについてお答えください。

2 番目の質問は、農業の振興についてお聞きします。

①国連総会で 2018 年採択された小農と農村で働く人々の権利に関する国連宣言、この潮流は今年スタートした家族農業の 10 年に引き継がれている。家族経営の農家を再評価する必要がある。町は、家族農業についてどのように認識しているか。

②後期基本計画(案)の農業の振興の項目に、新たな担い手の確保が手段として加えられている。新たな担い手の確保・定着に向けた町独自の支援策について、具体的にどのような考えているか。

③本町農業生産物の小中学校給食への活用率はいくらか。また、地元農産物の規格外品等の活用により、学校給食への活用率を上げる考えはないか。

④地産地消を後期基本計画(案)から削除してある。地産地消は何よりも重要な問題と考えるが、なぜ削除したのか。

①から④まで、それぞれについてお答えください。

3 番目の質問は、個人として尊重される共生社会の推進についてお聞きします。

①2019 年 11 月 22 日に施行されたハンセン病家族補償法と、改正ハンセン病問題基本法はどのような内容か。また、町として制度の周知等を行う考えはないか。また、ハンセン病元患者の家族の名誉回復を図るため、町民に対し普及啓発活動や教育の推進等の具体化を進めてほしいがいかがか。

②後期基本計画(案)に共生社会の推進が加わっている。LGBT 等性の多様性、ジェンダー平等社会等、誰もが自分らしく生きられる多様な生き方が認められ、個人として尊重される共生社会の推進を具体化する考えはないか。

①、②それぞれについてお答えください。

以上で、本壇からの質問を終わります。再質問は、質問席から行います。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君の 1 回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本登議員の御質問にお答えをいたします。

質問の主題 2 の①の家族農業についての御質問であります。本町の家族農業経営体は、2015 年農林業センサスによりますと 98.7%であります。家族農業経営につきましては、地域農業の担い手として、当然重要であると認識をしております。

なお、残余の質問につきましては、具体的なこととなりますので、担当課長より答弁をさせます。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 質問の主題 2 の③について、お答えいたします。平成 30 年

度の実績では、パン、牛乳を除いた給食の食材費4,387万7,430円の中で、町内農業生産物等の割合は約12%となっております。規格外品の場合は、機械処理に加えて、手探りによる処理も必要となるため、作業により時間を要することから、現在のところ、規格外の使用は考えておりません。なお、活用率を上げるためには、農林水産課も関係しますので、連携して取り組んでまいりたいと考えております。

質問の主題3の①について、お答えいたします。各小中学校におきましては、人権教育全体計画において、個別の人権課題への取組の中に、ハンセン病患者の人権問題をきちんと位置づけております。小学校では5年生また6年生時に、中学校では2年生また3年生時に、ハンセン病に対する差別について学習を行っております。正しい知識・理解をもって差別を見抜き、差別解消に自ら取り組む力を育てることが学習の狙いとなっております。教育委員会としましては、ハンセン病家族補償法等、改正ハンセン病問題基本法の施行とあわせて、各学校におけるハンセン病問題等の個別の人権問題について学習がさらに充実し、人権教育が一層推進されていくよう指導・支援を行ってまいります。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 質問の主題1の①について、お答えいたします。共同募金は、地域福祉の推進を図るため、芦北町社会福祉協議会が事務局となり、各区長に募金の協力をお願いしているところです。目安額につきましては、熊本県共同募金会から目安額が示されております。また、募金の方法につきましては、各地区の総会等において決められ、行われているものと考えています。なお、募金の約8割が芦北町社会福祉協議会に配分され、町内の高齢者や障がい者等に対する福祉の充実や地域福祉活動に活用されています。

次に、②についてお答えいたします。共同募金は寄附者の自発的な協力によって行われるものであると認識しております。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 質問の主題1の③について、お答えします。各区において集めている区費、班費、募金または寄附金については、その地区ごとに総会等において地区住民の総意によって決められているものと認識しており、内容にどのようなものが含まれているかは把握しておりません。また、やり方の見直しについても、それぞれの地区によって決められるものであり、町は指導する立場にないものと考えております。

次に、④についてお答えいたします。こちらも同様に、その地区内での話し合い

において決定されていると思われますので、町はお答えする立場にないと考えております。

質問の主題3の①について、お答えします。法律の主な内容につきましては、議員も十分に御承知と思いますので、概略を説明させていただきますが、ハンセン病家族補償法については、ハンセン病元患者家族への補償金の支給について規定するもの、また改正ハンセン病問題基本法については、この法律の対象である「ハンセン病患者であった者」に、「その家族」を加えるものでございます。町としての制度の周知につきましては、県から依頼文書も届いておりますので、リーフレット等を活用しながら周知をしたいと考えております。また、普及啓発活動につきましては、県が行う研修会、啓発フォーラム等の周知を図りながら推進していきたいと考えております。

次に、②について、お答えします。計画にはあらゆる偏見や差別に取り組むことができるよう、共生社会の推進として記載したところです。LGBT、ジェンダー平等などに特化したものではありませんが、誰もが自分らしく生きられ、あらゆる差別について正しい知識が得られるよう取り組んでいきたいと考えています。

○議長（宮尾秀行君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田貴司君） 質問の主題2の②について、お答えいたします。現在、新規就農者については、個人に年間150万円、夫婦に年間225万円が、就農前2年間、就農後5年間、最長7年間交付される、国の農業次世代人材投資資金を活用し積極的に支援しています。

また、県芦北地域振興局、JAあしきた、管内1市2町及び1市2町農業委員会で構成される芦北地方農業振興協議会で、東京、大阪等で開催される就農フェア等に参加した際は、町単独事業のハウス整備等の支援策と併せて、農業委員会からの農地情報の提供、さらには空き家情報、子育て・教育支援についても全般的に紹介し、新たな担い手確保・定着に向けて取り組んでおりますので、今後も関係機関と連携し、継続してまいります。

次に、④について、お答えします。本町ではこれまで地産地消に関する取組は、総合計画の前期基本計画でも推進事業の一つとして位置づけしておりましたが、JAファーマーズマーケットでこぼん等、地産地消関係施設の売上実績の推移や、生産者の積極的な意欲及び消費者の満足度等、総合的に考慮した結果、地産地消に関する推進事業の熟度は高くなっており、定着してきたものと思われます。なお、後期基本計画では地産地消に関する取組は、施策といたしまして、「経営基盤の強化」及び「稼げる農畜産物の生産振興」の一環として、これまでと同様にJAあしきた等の関係団体と連携を図りながら推進してまいります。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） まず、寄附金の問題から、2回目の質問をします。募金や寄附金に目安額を示し、氏名記入を求める各地区、班、組別に集められるということについて、1,000円の目安額の部分は社会福祉協議会が主催しているという答弁かと思います。

そこで、実態がどうなっているか住民の声を紹介いたします。80代の女性の方からです。「私は、国民年金で毎月何とか辛抱しながらやりくりして生活しています。赤い羽根共同募金のことで相談があります。1世帯の目安額1,000円は強制ではないといっても、払わなければならない雰囲気があり、半強制的に募金させられています。私は、募金しないと言っているんじゃないんです。私のような年金収入だけで独り身の世帯と他のじいちゃん、ばあちゃんの年金に息子夫婦と孫まで働いて5人の収入がある世帯と同じ募金額の1,000円はあまりにもおかしいんじゃないのって思うんです。本来、募金というのは、自分が募金の趣旨に賛同し、金額も自分のできる範囲で協力するものではないんでしょうか。」という声です。

次の方は、60代の男性の方です。お聞きください。「私の地区では、募金をするのに名前を書かされる。名前を書かせることによって、集落で誰がいくら募金し、誰が募金していないか等が把握されることによって、目安額の1,000円が断れない状況で半強制的に集められている。また、募金の集め方というのは、その団体の職員や賛同者が集めるべきなのに、なぜ行政区別に班長が集めるのか、おかしいと思う。」という声です。

また、70代の方は、「神社の寄附は各地区で班長が集めるのではなく、神社の氏子さんたちが集めるのが神社の寄附の趣旨ではないのか。神社仏閣を信仰するのは個人の自由だし、各班長が集めるのはおかしいと思う。」という声です。

社会福祉法第116条、先ほど答弁でもありましたが、共同募金は寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならぬと記載されています。これは募金は強制できないということです。担当課長は、答弁でどのような募金や寄附金が集められているか、町として把握していないと答弁されました。私が複数の住民から聞き取りをした結果、4種類の募金、寄附金があることが分かりました。日赤共同募金、みどりの羽根募金、赤い羽根歳末共同募金、神社の祭礼寄附と、この4種類です。それに加えて4種類全てに募金額、寄附金額が示されているということです。担当課長答弁では把握していないと言われましたが、役場の職員の方々も芦北町在住であるならば、自分の住んでいる地区でどのような募金や寄附金が集められているか知っているはずで、住民の声を紹介したように、真剣に調査すれば、どういった募金や寄附金が集められていることが分かるはずで、強制してはな

らない募金や寄附金が、各地区で集められている実態を把握する必要があります。

ある地区の区長さんから、集めた募金は役場の福祉課に納める。納入期日が遅れたら福祉課から納めるように電話がかかってきたとお聞きしました。担当課長にお聞きします。町は全く関わりがないということではないではないか。町として行政区別に集められている募金や寄附金について実態を調査し、把握して自発的な協力を基礎とする対応をする考えはないかお答えください。

○議長（宮尾秀行君） 内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 日赤募金につきましては、福祉課が日本赤十字社芦北町分区の事務局となっており、区長等に募金の依頼を行っております。繰り返しになりますが、募金の集め方については、各地区で決められており、各地区で異なっております。寄附者の自発的な協力によって行われております。なお、区長等に対する依頼につきましては、現在も募金は任意であり、趣旨を御理解いただき、支援していただける方に募金の協力をお願いしているところでございます。さらに分かりやすい依頼文となりますよう、周知に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） この問題で、町長にもお聞きします。私自身が町民から、地区別に集める募金や寄附金について、問題提起や要望を聞くまでは何の疑問もなく、花西地区の班費として募金や寄附金を含めて、一括して支払ってきました。しかし、先ほど住民の声を紹介したように、生活保護受給者や低所得者であっても、法律による強制根拠のない募金や寄附金が、目安額を示し、同額を1世帯当たりの人数、所得に関係なく、半強制的に集めるなど断りにくい、これが実態です。先ほど、担当課長から依頼文書で分かりやすく周知していくと答弁がありました。全地区の集め方は違うところもあると思いますが、この慣例を見直すために、町民一人ひとりを個人として尊重し、所得条件によって最大の配慮をしていただきたい。募金は自発的な協力を基礎とすることを、これまでも区長会で説明してきたことは知っていますし、理解しています。しかし、実態は今日議論してきたとおりです。協力することに前向きじゃない人に対して、決して募金や寄附金を強制してはならないことを分かりやすく明確に、区長会のときに口頭で提案するように担当課に指示をしていただきたい。この問題は、事務方では限界があります。町長の政治判断が必要です。考えをお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） こういうことに政治が介入するのは、あまりよくないと思うんですけども、地方自治の本旨は地方公共団体が基礎的単位と思われがちであります

が、実際はですね、そこに住む地域の方の自主性、そして自らの地域は自らで守り、そしてまたいろいろと活性化していくというのがですね、地方自治の基本的な理念と思うんですね。そういうことからしますと、こういう寄附の集め方にしましても、その地域の方々ですね、総意に基づいて、あるいは常会等もございますしね、そこでいろんな意見が出て決まっていくんだろうと思いますけども、今、坂本議員がおっしゃったようなことを、どうぞ地区のほうで発言してください。それはもう大事でありますから。先ほど課長が答弁しましたように、より分かりやすく区長会でもですね、理解をいただくように努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○４番（坂本 登君） 今日、私が提起した実態があるということをやっぱり分かっていただいて対処してほしい。区長会等でですね、対処してほしいと思います。

次に、農業の振興について、再質問をします。町長から、地域の農業９８．７％が家族農業であり、地域農業にとっては当然必要であると答弁されました。私も同感です。日本は、食糧自給率３８％と、先進国では考えられない低さです。食糧を外国産に頼りすぎると安心・安全な食糧の補償はできなくなります。家族農業を支援し守っていくことこそ必要です。

そこで、住民の声を紹介します。７０代の方です。「新たな担い手を若者だけでなく、定年後に田舎暮らしを希望する人、また中高年の方等にも年齢制限をせず広げるにより、幅が広がるのではないのでしょうか。農家の担い手はやる気、覚悟のある就農者でないとだめ。２日から７日間体験させる。集落の人等、地域の人と関わり、いろんなことに交わり合って馴染むことが大事です。柑橘農家やサラ玉農家、酪農肥育農家、養鶏等、担い手の生業を保証できるかが一番大切になる。」とおっしゃっていました。

次に、８０代の御夫婦の方です。「私たちには先祖代々受け継いできた家屋敷、畑、田んぼがあります。私たち夫婦には子どもが授かりませんでした。この先、誰か養子縁組をして家族で来てくれる人がいれば、家屋敷、畑、田んぼを受け継いでほしい。新たな農家の担い手を紹介してほしい。このままでは御先祖に申し訳なく、死んでも死にきれん。」と切実な思いを話してくれました。

次に、３０代の方からです。「町に現在ある農業を引き継いでいくには、芦高の農業科、林業科があるではないか。新たな担い手になるのではないか。地元の農家を継ぐ人を大切に、農業科、林業科の卒業生が地元に残れるように、町独自の支援をしてほしい。地元の子どもたちが町に残って家族農業を守るようにしてほしい。」という３０代の声を聞かせてもらいました。

町長にお聞きします。この住民の声は、新たな担い手を確保し、家族農業を守っ

てほしいということではないでしょうか。内閣府の世論調査、都市住民の20代から40代の約40%が農山漁村への定住願望があるという結果です。また、子育てに適している地域は、都市住民の約50%が農山漁村という結果が出ています。この内閣府の調査結果は、農山漁村が都市住民から見直されているということではないでしょうか。

そこで、全国町村会経済農林委員長、福井県池田町長の杉本博文氏は、「田園回帰の時代を迎えて」で、次のようにおっしゃっています。これまでの農村を見る目とは少し違った見方が、特に若い人を中心に変わりつつある。私の町の地域おこし協力隊としてきている若者の話を聞くと、農村は自分を人間扱いすると言っていました。また、大阪から家族で移住してきた人は、農村には子どもを教育する力があると言っていました。町長も御存じのとおりだと思います。町村会の農林委員長です。

この論文を見て、私も思うことは、先日、建設経済常任委員会研修で島根県海士町に行ったとき、宿泊したホテルのスタッフは川崎市から移住してきて、私は都会で生まれ育ち、ゆったり時間の流れる小さな町に憧れていたという話をしてくれました。この方は20代の女性です。都会住民は農村回帰・田園回帰は、若者に限らず中高年齢にも広がっていると思います。町長は、農村回帰・田園回帰のこの現象をどのように認識していますか。お答えください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 都会の方が地方の生活に憧れる、あるいはそういった生活空間に憧れるという気持ちは十分わかります。ただ、現実となりますとですね、なかなか発言はされる、そういう御意見はお持ちであります、実際、では移住となりますと、なかなか難しいものがありますね。こういうことは日本全国の自治体が抱える、地方の自治体が抱える共通の課題でありますし、長い目で見てですね、こつこつこつこつ町の魅力を発信しながら、こちらにも関心をもっていただける、引いては移住定住につながっていく、そんなことになればいいかなと思っています。今年の予算もそうであります、来年度もですね、移住定住を目指すいろんな事業を展開していくということにしておりますので、町の姿勢もしっかりと御理解をいただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 新たな担い手確保について、町には未来につなげる芦北町農林漁業振興条例があります。第3条は町の役割として安心して続けられる農林漁業及び豊かな農村・山村・漁村づくりを支援していくものと定め、第6条に（1）農林漁業の多種多様な担い手の確保及び育成とある。第7条には助成措置として、

町長は前条の施策を実施するため、助成することが適当であると認めるときは補助、融資、利子補給及びその他必要な助成措置を講ずるものとするとしています。先ほど担当課長の答弁にも、今、町長の答弁にもありました。これまでこの条例に基づき様々な施策を展開し、手厚い支援をされてきたことは知っています。私が議員になる前の、この条例の内容も素晴らしいです。

そこで、町長にお聞きします。この条例には新たな担い手の確保及び育成に町独自の支援策を実施する上で助成措置をする条例上の根拠があります。全国の新規就農者に対する自治体独自の支援策を少々紹介させていただきます。北海道浜中町は農漁業等の後継者に月5万円の交付、福島市は65歳未満の新規就農者に月5万円交付、長野県富士見市は定年帰農者に月4万円の交付など、交付金制度を自治体独自に実施しています。町長、この他にも財政事情を抱えながら自治体独自の支援策をしているところもあります。私は、町の財政は合併後の国からの支援が減ってきているのは十分わかった上で住民要求に応えると同時に、家族農業を後継者や新規就農者に国県の支援のほかに、もう一歩さらに踏み込んで町独自の交付金支援策を考えていただきたい。町長の考えをお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 家族農業につきましては、今、世界的に関心をもたれており、また取組もなされておるようでありまして、私の知るところによりますと、世界の食糧の80%は、家族農業の経営体でいきますと9割以上が家族経営体であると。それが世界の80%の食糧を賄っておるということでもあります。我が町にとっても、日本にとっても、そういうことでもありますけども。家族に直接、その家族農業に直接助成する方法もありますが、それを集約し大きな方針を立て、計画をし、実施していくJA、あるいはこれに類するそういう農業法人等を通じてですね、家族経営体の振興にもつながっていけばいいなというふうに思っております。本町でも農業、第一次産業の基本条例を持っております。これは熊本県下にはない条例でありますので、この精神、趣旨に則ってしっかりと第一産業を守る。農業だけではなく、漁業も林業もありますので、総合的にこれに支援策を講じていきたいと思っております。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 次に、学校給食について、本町農産物活用率は12%で、活用率を上げることは農林水産課と連携していきますと答弁されました。そこで、住民の声を聞いてください。70代の農家の方です。「子どもたちには季節ごとに芦北町でとれたお米に野菜、柑橘類、魚介類等、地元の食べ物が一番健康的で体にいいし、味もいい。学校給食を通じて作り手の思いや食べ物大切さ等、食の教育にも

つながるし、地産地消にも貢献できる。子どもたちに地元でとれる季節の食べ物のおいしさと、安心して食べられる大切さを知ってほしい。」と切実な思いを話してくれました。

教育課長にお聞きします。この住民の声は、地産地消の大切さと芦北町の農産物の学校給食への活用を推進し、子どもたちに食べ物の大切さを教えてほしいということです。学校給食について、本町農産物の活用率を上げることは農林水産課と連携すると答弁されましたが、具体的にどう考えているのか。また、学校給食に地元産のお米の活用はどうなっているのか。お米の活用を増やす考えはないか。それと、これまで子どもたちにどのような食教育を実施してきたか。また、今後の食教育の内容をお答えください。

○議長（宮尾秀行君） 食教育は答えられますか。直接な質問の内容にはなりませんが、じゃあ答えられる範囲で。教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

前後しますけれども、まず食育についての現状をお答えしたいと思います。学校給食センターの栄養教諭と栄養職員が各小中学校等を訪問し、授業や給食の時間に会食や朝食の大切さ、また食べ物の栄養、そのバランスについて、ダイエットと食事についてなど、発達段階に応じた内容の指導を行っております。平成30年度におきましては、合計36回の実績となっております。また、学校におきましては、教師や地域の生産者の指導のもと、米や大根、タマネギ、ジャガイモ等を育てています。種まきや草取り、収穫等の体験を通して、食べ物を大切にする心、生産者に対する感謝の心等を育む取組も行っております。

地産地消の取組につきましては、食育を行う上でも大切なことと思っております。さらなる充実等につきましては、まとまった量を納めていただくというのが必要であります。また、品目によりましては、継続的な納品もしていただくということ、また町内の業者さんが生産される農産物の単価がですね、比較的高いという課題もございますが、さらなる充実につきましては、先ほど教育長が申しましたとおり、農林水産課と連携し、特に具体的にはですね、生産農家さんのですね、紹介等をしていただきながらですね、取り組んでまいりたいと思っております。

それから、米についてでございますが、米の活用につきましては、現在全ての米をですね、農協または芦北高校から納入をしているところでございます。また、米の使用につきましては、週5日の給食日の中で3日間は米飯、2日間はパンということではございますが、これはバリエーションに富んだですね、献立とするため、そのような設定にしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 学校給食については明確なですね、詳しい説明をしていただきまして、非常によかったなと思います。

次に、ハンセン病元患者家族補償の周知について、県のリーフレット等、周知すると答弁されました。この問題は、水俣病を経験したこの地域にとって重大です。差別・偏見は、正しい知識のないことが原因で起こることがあります。ハンセン病を正しく理解するために、補償金の申請方法とは別に、全町民に対しハンセン病に関する正しい情報発信等、啓発活動を引き続き力を入れていただくことを申し上げておきます。

そこで、町民の声を紹介いたします。80代の方です。「ハンセン病家族補償法と改正ハンセン病問題基本法が国会で成立したばってん、これで差別がなくなるとは思えん。だからこそ、今度の家族補償法は元患者の家族のうち、親子、配偶者、兄弟、同居していた甥、姪、孫、ひ孫等に補償されると聞いとるとです。私は元患者の兄弟に当たりますが、私自身は年寄りですけど、今さら気にしませんが、よそに出とる甥、姪、孫、ひ孫になると話は別です。周りに知られたくないのが本音ですけど、補償金の申請方法を分かりやすく周知してほしいですよ。やっぱり差別や偏見が怖いですよ。孫、ひ孫には将来がありますけんな。」と話してくれました。御紹介したように、周囲の差別や偏見を恐れて補償金の申請をするかしないか迷う人が出ないようにしなければなりません。幸い、厚生労働省は、自治体を介さず、同省の窓口に一元化、認定審査も守秘義務を課した職員で対応し、個人情報漏れないように対応を取るとなっています。このことは評価できますが、大事なことは差別・偏見は今もなお社会に深刻な形で根付いているということです。この問題の最終的な解決は、差別・偏見を一掃することが何よりも切実に求められています。

そこで、教育課長にお聞きします。先ほど教育長から人権問題として小中学校で取り組んでいると答弁をされましたが、厚生労働省はハンセン病を正しく理解するための中学生向けパンフレット、平成19年度までは「私たちにできること」、平成20年度からは「ハンセン病の向こう側」を生徒用と指導用に分けて、全国の中学校にハンセン病の問題を啓発するために配布しているが、本町各中学校のパンフレット活用状況はどうなっているか、お答えください。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

中学校におきましては、2年生時または3年生時にハンセン病に対する差別についての学習を行っております。御指摘の「ハンセン病の向こう側」のパンフレットにつきましては、各中学校で行う人権学習の、先ほど2年生・3年生と申し上げま

したけれども、そのハンセン病の学習の中で、ハンセン病の基礎知識を押さえることを狙いとする一つの資料として活用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） しっかり正しい知識を指導されるようお願いしています。

次に、共生社会の推進についてお聞きします。私がこの1年間、LGBT等、性の多様性、ジェンダー平等問題を議会の一般質問で問題提起してきたのは、芦北町総合計画の基本理念に関わる問題だからです。ジェンダーとは、自然的・生物学的な性差とは違う、社会的・文化的につくられた性差のことです。男らしさ、男は弱音を吐くな、女らしさ、女はすぐ感情的になる等、男はこうだ、こうあるべきだ、女はこうだ、こうあるべきだというジェンダー意識を私たちは生まれ育つ過程で、知らず知らずのうちに自分の中にすり込まれています。それが様々な性差別の温床となったり、生きづらさの原因となったりしています。ジェンダー平等とは、つくられた性に基づく差別を自覚することで、男はこうあるべきだ、女はこうあるべきだという意識を乗り越え、対等な関係性をつくっていかうとする考え方です。ジェンダー平等とは、女性を高め、男性を低めて、平等にするということではありません。男性も例えば育児休業を取ると出世できないぞと言われる等、あるべき男性像を押しつけられ、苦しむことがあります。ジェンダー平等は、そうしたつくられた性に基づく差別による排除、分断、差別をなくし、全ての人がより生きやすい公正な社会をつくっていかうということです。女性の問題ではなく男性も、それ以外の多様な性も含む、全ての人としての問題なのです。

町長にお聞きします。私の今回の提案は、第2次芦北町総合計画の基本理念である「個性が光る活力あるまちづくり」、まさにジェンダー平等社会、全ての人の問題なのです。ジェンダー平等という意味を全町民が正しく理解し、推進することです。町長の考えをお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） この件につきましては、国もそのような方向で取り組んでおりますし、県もまた然りであります。国・県・町一緒になってですね、その啓発方に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 今、日本はこのジェンダー指数というのが国際社会の中でも非常に低いところにあります。これはずっとこの1年、この問題を議会で提案してきましたが、まだまだ町長の答弁の中にもまだまだ全町民には浸透していない、理解力が足りないのではないかという、以前の答弁の中にもありましたように、この問

題、周知して、全町民が理解するようにお願いして、私の質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君の質問が終わりました。

次に、寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 令和元年の最後の議会となりました。早速ですが、家庭教育の推進につきまして質問いたします。

本町は、教育理念として温故創新、古きを学び知り、生きる力を養い、新しさを創るを理念に掲げ、学校教育目標を徳育を根底に、知育、体力を総和した基礎基本の習得による学力の向上に努め、我が国と郷土及び国際社会に貢献できる人間の育成を図るとしております。一方、生涯学習課では、社会教育目標といたしまして、学校、家庭、地域を調和した生涯学習を図る中で、伝統の上に創造を、秩序の中に進歩を希求する姿勢を醸成するとしております。

このような教育方針のもと、家庭教育においては、家庭・学校・地域が互いに連携・協力して、子どもの育ちを支えることは大変重要であります。特に家庭は教育の原点であり、全ての教育の出発点であり、子どもたちが成長する上で最も時間を過ごす場所であり、愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通して、生活習慣など、生きるために必要な多くのことを学んでいきます。保護者が親として成長するために、必要なことについての学習機会を提供することは大変重要であります。

平成30年度の教育に関する評価結果報告書によりますと、生涯学習課で実施している32事業の中で概ね3分の2の事業が家庭教育を主体とした、また関連した事業であり、多くのメニューが取り組まれております。中でも子ども体験学習や放課後子ども教室事業等は、家庭・学校・地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育み、保護者にとっても大変有難い事業であると考えられます。

また、生涯スポーツの推進においても、児童生徒に多種多様のスポーツクラブが用意されており、心身の育成はもとより、礼儀作法の醸成の場として大変重要なことであり、効果が多いと考えられます。このような事業は、子どもたちが様々な体験や人とのふれあいを通して、ふるさとの良さを感じ、主体性や豊かな人間性・社会性を身につけることが期待できるものであります。

そこで、今定例会において、家庭教育の推進について質問をいたします。家庭は教育の原点であり、全ての教育の出発点であります。保護者が家庭教育の内容、子育ての知識、その他親として成長するために必要なことについて学ぶことは大変重要であると考えられます。

質問いたします。①親の学びについて、どのような取組を行っているのか。②子育てやしつけ等について、学んだり、悩みを話し合ったりする場として、家庭教育学級を立ち上げ、親の学びの推進を図る考えはないか。③田浦小・中学校では、地

域のボランティアが学習支援や安全支援、環境支援、心の支援を行い、地域ぐるみで支援活動を行っているが、他校での取組は考えていないのか。また、佐敷小学校と湯浦小学校では、週2回、放課後、勉強やスポーツ、レクリエーション等、放課後子ども教室を開催しているが、他校での取組は考えていないのか。④平成25年4月1日付で、芦北町家庭教育支援事業要綱が制定され、1名の支援員が湯浦小学校を拠点として、支援・相談に当たっております。過去3年間の相談件数と内容はどんなものがあったのか、またいじめの認知件数は何件あったのか。⑤国に先駆け、都道府県や市において、家庭教育支援条例が制定されているが、本町は制定する考えはないのか。⑥熊本県は、平成25年4月1日に全国で1番目に家庭教育支援条例が制定されております。親の学びなど、県が主催する事業に町としてどのように参画しておるのかを質問いたします。

以上で、本壇からの質問を終わり、再質問は質問席から行います。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。
岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 寺本議員の質問の①と②は関連しますので、併せてお答えいたします。

各小中学校、幼稚園の学級懇談会等の保護者が集まる様々な機会を活用し、教職員や親の学びトレーナーによる「親の学び」講座を開催しております。また、この講座は保護者を対象に、家庭教育や子育てについての学習ですので、新たな家庭教育学級の立ち上げは考えておりません。

次に、③につきましては、地域学校協働本部事業及び放課後子ども教室事業でありまして、いずれも事業の主体となるコーディネーターと、それを支えていただくサポーターの方々が頑張っていていただいております。他校での事業展開においても、地域の方々の御協力が必要となりますので、今後、検討課題とさせていただきます。と思っております。

次に、④の家庭教育の相談件数でございますが、平成28年度が12件、平成29年度が13件、平成30年度が13件になっております。主な内容は、進路相談、友人関係、しつけ、不登校の問題等、多岐にわたっているところでございます。また、いじめの認知件数は、小学校で平成28年度が1件、平成29年度が15件、平成30年度が19件、中学校では平成28年度が8件、平成29年度が10件、平成30年度が5件となっております。

次の質問の⑤、⑥について、お答えいたします。熊本県においては「くまもと家庭教育支援条例」が制定され、その中で家庭教育を支援する施策の推進と、市町村や地域、保護者との連携が規定されております。本町といたしましては、その施策

を推進するために家庭教育支援事業実施要綱を制定し、家庭教育の支援や相談に当たることとしておりますので、条例の制定につきましては考えておりません。また、県が取り組む事業に対しましては、保護者の集まる様々な機会での親の学び講座の開設や、その進行役を養成する講座への参加をお願いし、指導者の養成も図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君。

○6番（寺本順一君） それでは、再質問を行います。

まず、①と②についてでございますが、県は親としての学びを支援する学級、学習機会の提供といたしまして、保護者が家庭教育の内容、子育ての知識、その他親として成長するために必要なことについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を各市町村教育委員会と連携し、保護者向けの学びといたしまして、講座や講演会等を開いております。本町でも親の学び、講座を開催しているということですが、平成30年度の実績をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（宮尾秀行君） 福井生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井成昭君） お答えいたします。

平成30年度の保護者向け親の学びと、中学生向けの親になるための学び講座の実績についてでございますが、小学校で47回、延べ576人、中学校で12回、延べ939人、幼稚園で2回、延べ24人、合計しまして61回、延べ1,539人の参加となっております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 家庭は教育の原点であり、出発点であります。保護者が親として成長することは大変重要であるとともに、家庭教育の中でも大変重要であります。親の学び事業は、大変有意義なものでありますので、今後もあらゆる機会を通して推進していただくことを強く要望しておきたいと思っております。

次に、③については、地域の方々の協力なくして成り立たない事業であります。子どもたちの安全・安心な場所づくりや学習機会、季節行事等の体験等、非常によい事業であります。地域の支援者の確保は非常に困難であろうと思っておりますけれども、他校でも是非取り組んでいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 現在取り組んでいる学校におきましても、地域コーディネーターやサポーターの確保には大変苦労している状況でございます。先ほど答弁いたしましたとおり、他校での取組につきましては、中心となる支援者が当然、一番必

要になってまいりますし、今後も検討課題ということでさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 非常によい事業であると考えますので、是非前向きに取り組んでいただきたいと思います。

④につきましては、家庭教育相談やその内容、いじめ件数については、承知いたしました。今後も家庭教育支援員が、保護者、子どもと学校をつなぐ役割を担い、保護者の悩み等、解決の一助となられるよう、またいじめの早期発見と解消に向けて取り組まれることを期待しておきます。

ここで、要望を1件お願いしたいと思いますけれども、平成25年4月1日付で芦北町家庭教育支援員事業要綱が制定されました。今、湯浦小学校に支援員が1名、拠点として頑張っておられるわけでございますけれども、こういった事業については毎年1回、成果報告書を報告するように、6月議会でするようになっておるわけでございますので、一つ素晴らしい事業でございますので、予算も80万7,000円という形で組んでございますけれども、一つ平成25年から今年度にかけて、もう6年ぐらいになりますけれども、そういう報告が成果報告の中にされておりませんので、一つ来年度あたりからですね、事業の報告をおり込んでいただきたいと思います。私たちはなかなか現場には行きませんので、その報告書によってどういう事業をどのような形でやったのかというようなことが非常に分かるわけでございますので、非常にこの成果報告というのは我々が教育の事業をするに、皆さんが教育の事業をするにあたりましてですね、大変こう為になる資料でございますので、一つこの事業もこの中に取り組んでいただきたいと思いますということを御要望申し上げておきたいと思います。何か答弁がございましたら。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） お答えさせていただきます。

芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果報告にあわせましてですね、掲載をさせていただくよう検討させていただきたいと思っております。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 次に、⑤条例の制定でございます。2012年熊本県は全国で1番目に条例を制定いたしました。全国一番早い段階での取組でございますので、県自体が、熊本県が教育立町の県だというようなことを全国に知らしめた一つの行動ではなかろうかと思っております。ちなみに、県及び市の制定状況を紹介いたしますと、県の段階では、熊本の次に鹿児島県、静岡県、岐阜県、徳島県、宮崎県、群

馬県、茨城県の8県になっております。市では、加賀市、千曲市、和歌山市、豊橋市、南九州市、志木市となっております。残念ながら、まだ町の段階では制定しておるところはありません。来年のコミュニティセンター完成にあわせ、家庭教育支援条例の制定をする考えはないか、再度お尋ねいたします。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 条例の制定につきましては、重複するお答えになろうかと思いますが、熊本県の熊本家庭教育支援条例には、多くの施策やその推進方法、市町村、地域、保護者の役割などが網羅されております。本町といたしましては、県条例に規定されている以外の施策や取組方法で条例が必要となれば、芦北町の条例を制定することとなりますが、現段階におきましては、県条例以外の特別な取組等を考えて検討もしておりませんので、芦北町の条例制定につきましては、現段階では考えてございません。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君。

○6番（寺本順一君） まだ条例については前向きな考え方はないようでございますけれども、当然まだ全国の町村でやっておるところはないわけでございますけれども、一つ教育立町芦北町ということ掲げていただいてですね、是非町で条例の制定を、これは県に相談すれば、県は必ず喜んで指導してくれると思っております。特に、私が何でこれに固執しますかといいますと、今度、総合コミュニティセンターが出来ます。やはり記念事業として是非条例を制定することによってですね、そういう機運を高めることになるのではなかろうかと考えております。一つこれは要望として、質問の回答者に町長の名前は入れておりませんでしたので、あえて教育委員会の教育長、聞きたいですが、もう今日は町長には遠慮したいと思います。そういうことで、一つ前向きに取り組んでいただきたいと思います。特にですね、私が一つ感じたのが、今、湯浦小学校に、先ほど申し上げましたように、支援員が1名おりますね。せっかく出来たんだから、デスクの一つもあれば、結局そういう支援員を総合コミュニティセンターの中に入れてですね、総合的にやはりセンターの活用を図っていただければというようなことを考えております。一つの記念的な事業にもなりますし、センターの活用充実にもつながってまいりますので、一つ入り口に社会教育支援センターというような表現で看板を張っていただきましてですね、併せてそういうことも要望としてお願いをしておきたいと思っております。あと、教育長がそこらをどう考えておるのかですね、もう一度御答弁をお願いします。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 大変貴重な御意見をありがとうございます。貴重な御意見を

参考とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 以上をもちまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君の質問が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。議場の時計で25分から、少し短いですが25分から再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午前11時16分

再開 午前11時25分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、藤井君。

○1番（藤井公輔君） 議長より質問の許可をいただきましたので、休憩に引き続きまして本定例会最後の質問をいたします。

私は子育て世代の代表として、また私自身、現在子育てをしている唯一の議員であるということ、加えて国づくり、地域づくりの根幹は教育にあると考え、教育なくして発展なしという認識のもと、一般質問では毎回、教育や子育て政策について質問してまいりました。教育政策は、私の議員活動の最重要テーマでもあります。従いまして、今回も教育行政を含めて、大枠2項目について質問いたします。

1つ目は、全国学力学習状況調査について質問いたします。この調査は、毎年4月に小学6年生と中学3年生を対象とし、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る目的で実施されています。学力の向上は、本人にとりましても、保護者にとりましても、最大の関心事であります。本町の子どもの学力は全国や熊本県と比較して、どのくらいのレベルにあるのか、大変気になるところであります。

そこで、1点目に、この調査における本町の数値目標はあるのか。2点目、今年の本町の調査結果は全国及び熊本県と比較してどのような結果であったのか、本町の掲げる目標に対する達成度などを含めまして、以上2点お尋ねいたします。

2つ目は、高齢ドライバーによる運転免許証の自主返納に伴う支援について質問いたします。高齢ドライバーによる交通事故は毎日のようにメディア等で報道され、一種の社会問題となっております。しっかり運転をしよう、ルールを守って慎重に運転しようという認識はあっても、加齢とともに身体的能力や瞬時の判断能力が衰

えるなど、正常な運転をすることに支障が出てくると推察いたします。運転に対する不安を抱えながらハンドルを握る高齢者、地域的な事情もあり、生活をする上でやむを得ず車の運転をされている高齢者もおられると考えます。道路交通法では、高齢者の定義を70歳と定めています。

まず、現在、本町において70歳以上の免許証の保有者は何名かお尋ねいたします。2つ目、免許証を自主返納された高齢者に対し、行政として何か支援はあるのか、以上2点お尋ねいたします。

これで、1回目の質問を終わります。再質問は自席から行います。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 藤井議員にお答えをいたします。

高齢者の自動車運転事故につきましては、社会全体の課題、また悲劇であると認識をしております。本町におきましては、安全・安心なまちづくりを掲げ、高齢者向けの交通安全講習会等を実施しているところであります。ふれあいスクールバスや乗り合いタクシーを運行し、地域住民の交通手段の確保に取り組んでおるところでございます。

なお、残余の答弁につきましては、担当課長より行わせます。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 質問の主題1の①と②は関連しますので、併せてお答えいたします。

今年度は、小学校では国語・算数、中学校では国語・数学・英語が行われました。芦北町の結果につきましては、全国平均と比較いたしまして、小学校の国語は上回っていましたが、その他は下回っておりました。熊本県平均では、中学校の数学は同じでございましたが、その他は下回っていた状況でございます。本町といたしましては、小学校・中学校のいずれにしましても、全国平均、県平均以上を目指して取り組んでおり、個別では達成した学校もありますが、町全体ではその目標を達成できなかったということになります。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 質問の主題2の①について、お答えいたします。70歳以上の免許証保有者数につきましては公表されておりませんが、熊本県警察本部が発行しています交通要覧で、65歳以上の保有者数が公表されておりますので、参考までに申し上げますと、本町の平成30年12月末現在での保有者数は4,158人でございます。

次に、②の質問について、お答えいたします。免許証を自主返納された高齢者のみに対する支援は考えておりませんが、本町では町民の町内の移動手段の確保として、ふれあいツクールバス及び乗り合いタクシーの運行を実施しており、2月にはほぼ町内全域を網羅する交通網整備の充実を図ることとしておりますので、免許証自主返納者の方にも御利用いただけるものと考えております。また、現段階では実証実験であります自動運転サービスが将来的に実用化されれば、さらに交通網整備の充実が図られるものと考えております。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） それでは、順に質問いたしますけども、まず教育のほうですけど、本町の目標が小中いずれも全国及び県の平均を上回ることであるということですけども、ただいまの結果を聞きますと、小学校2科目、中学校3科目、全5科目のうち4科目が全国平均を下回っているということで、目標を達成できなかったということでしたが、これは毎年このような結果で目標を達成できていないのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

調査の対象となる学年が決まっていることから、年度によって結果は違ってまいります。平成30年度、昨年度の調査におきましては、小学校で国語のAとB、算数のAとB及び理科、中学校におきましては、国語のAとB、数学のAとB、理科で行われております。Aの問題につきましては、主に知識を尋ねる問題、Bの問題は主に活用、いわゆる応用問題となっております。その結果、小学校におきましては、国語A、算数A、理科の3科目で全国及び県平均を上回っております。中学校では5科目全ての科目で県平均を上回り、全国平均に対しましても数学Aを除く4科目で全国平均を上回っておるというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） すみません。ちょっと聞き逃してしまったところがありまして、平成30年度の中学校の結果について、すみません、もう一度説明を求めます。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 平成30年度の中学校におきましては、国語のA・B、数学のA・B、理科の5科目において県平均を上回っております。全国平均につきましては、国語のA・B、数学のB、理科の4科目で全国平均を上回っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） 分かりました。毎年違う児童生徒がこのテスト対象になりますので、違った結果になるということは、それは理解いたしました。前年度は総じて結果が良かったという結果の内容は理解いたしますけども、その反面、今年は目標達成できなかったということです、今年の調査結果を受けまして、どのような対策を行っているのかお尋ねいたします。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

この調査につきましては、4月に実施されたものであります。その調査につきましては前年度までの学習内容の定着状況を見るためのものでございます。この結果から得られる課題解決のために各小中学校における学力向上に向けた組織的取組、学力向上に向けた教育委員会と各小中学校と連携した取組を充実させているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） 取組を充実させているということでございますけども、具体的にどのような取組を行っているのか、もう少し詳しい説明を求めます。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 本年度、本町におきましては教育委員会に指導主事を配置しております。これまで指導主事を各小中学校に派遣し、若い先生方や教職経験が少ない先生方の授業、あるいは町としての課題強化の授業等を参観させ、支援や指導を行ってまいりました。参観した授業数は学校訪問を除いても合計約30時間になります。町教育委員会で行う学校訪問においては、この全国学力学習状況調査に関する町の結果分析と今後の対策等について、指導主事より先生方に対して詳しく説明を行っております。

また、ICT機器のさらなる効果的な活用や、ALTと学校現場との連携充実を図り、支援を行ってきました。併せて、小中学校の授業や家庭学習の充実に向けての取組をまとめた、この「芦北町立小中学校学びの土台」、こういう冊子をまとままして、全小中学校に配布をしているところでございます。今後、各学校間で効果的な取組が共有され、学力向上に向けた学校の組織的取組につながり、必ず成果として現われてくるものと確信をしているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） ほかの自治体では、指導主事をせっかく導入したけども、事務ワークが多く、指導主事が学校現場に行けないというケースがあつて、何のために

導入したのか分からないというようなことを聞いたことがあります、指導主事の仕事は文字通り、学校現場で指導することが本来の役割、業務であります。本町には指導主事が導入されたのは今年の4月からでございましたので、ゴールデンウィーク、夏休み等の長期休暇を除けば約7カ月ほどになると思いますが、その期間で学校訪問を除く指導主事の授業参観時間が30時間というのは、これは私は高く評価できるものと思います。加えまして、その学びの土台ですか、そのような冊子を作成し、また配布されたということで、その冊子を見ればですね、自分の学校だけではなく、ほかの学校の取組ややり方等も、先生方は参考にすることができますので、そうなれば町全体ですね、レベルアップにつながるものと考えておりますので、これも大変良い取組ではないかというふうに思っております。

今回の調査では、学力と併せまして学習状況調査、アンケート調査も行われておりますので、そこでその調査が見えてくる本町の特徴的な結果といいますか、恐らく分析をされているはずですので、その特徴的な結果はどのようなものであったか、お尋ねいたします。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 本町の特徴的な結果につきましては、学校に行くのは楽しいと思う、また先生は授業やテストで間違えたところや理解していないところについて、分かるまで教えてくれていると答えた児童生徒が小中学校とも全国平均を大きく超えております。本町の各小学校における先生方の献身的な努力によるものと考えております。

また、小学校におきまして、今住んでいる地域の行事に参加をしていると答えた児童が、全国平均を大きく超えておりますことも、地域を愛する子どもたちが育っているものというふうに考えております。

中学校におきましては、人が困っているときは進んで助けしていると答えた生徒が全国平均を大きく超えていることは、各学校で豊かな心の育成を目指して、道徳教育の充実を積み重ねてきたこと併せまして、町として取り組んでおります論語教育が成果となって現われたものと考えているところでございます。

課題といたしましては、中学校における英語に関しまして、生徒の興味・関心が低かったということでございます。その点につきましては、現在、ALTを活用した小学校外国語活動、中学校英語の授業の充実を図っていることと併せまして、さらに国際理解教育等も充実させていきたいと考えているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） ただいま答弁にありましたように、今回の調査結果からしますと、地域を愛する気持ち、人を助ける優しさ等、本町の道徳教育、心の教育が大変

充実している、その結果が現われているものというふうに認識しております。実際に子どもたちに会いますと、挨拶もしっかりしますし、また横断歩道なんかで渡っていいよというふうにジェスチャーしますと、ささっと子どもたちは渡りまして、必ず後ろを振り返って一礼をして、また行くということで、私は素晴らしいなと。よそではそういう子どもを見かけませんので、芦北町の子どもたちはそういう礼儀といたしますか、そういうところは素晴らしいなということで感心しております。

また、スポーツの分野におきましても、芦北町は人口約1万7,000人ぐらいですけれども、その人口からしますと、子どもたちが九州大会あるいは全国大会で素晴らしい活躍をしているということで、スポーツにおいても素晴らしい成果を修めていると思います。あとはですね、学力の向上が今以上にさらに向上すれば、もう言うこと無しではないかというふうに思っております。

そこで、学習状況調査の結果と学力の相関関係を見る上でですね、見えてきた本町の課題といたしますか、そういうものがどういうのが課題であったのか、そこも分析をされていると思いますので、お尋ねいたします。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 今年度行われました学力調査、併せてアンケート調査が行われておりますが、その相関関係についてですね、次のように回答している児童生徒のほうが教科の平均正答率が高い傾向にあったというのが見られております。授業で学んだことを他の学習に生かしている、授業でもっとコンピューター等のICTを活用したいと思う、読書は好きである、これらのことから言えることは、授業において他の教科や日常生活との関連を図りながら、今後の活用につなげるよう工夫を行っていくこと。それから、現在、各小中学校にタブレット等を導入しておりますけれども、児童生徒がそれらを使って良かった、為になった、さらに使っていきたいと思えるように、効果的なICTの活用を図っていくこと。それから、各小中学校の読書活動の推進を図っていくということが、今後の課題であろうというふうに考えているところでございます。芦北町といたしましては、教育委員会と学校現場との十分な連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） 先月、11月でしたけれども、文教厚生常任委員会におきまして、大阪府にあります島本町という町の教育行政を視察してまいりました。この町では、本格的には平成26年から教育改革を行っているということでございまして、それ以前は児童生徒の学力は普通程度といたしますか、さほどそういう目立つあれではなかったということでございましたけれども、その教育改革に取り組んだ結果ですね、

徐々に学力が向上し、平成30年度は小学校・中学校の全ての主要科目が大阪府はもちろんですけれども、全国平均で大きく上回るようになったということの説明がありました。特に英語に関しましては、小学校・中学校の9年間に加えまして、小学校未就時の段階からALTを、そこもALTが入っていましたけれども、ALTをうまく活用して子どもたちに興味をもたせる。そして、中学3年生の時点で英検3級相当以上ということを経験的に数値目標として、その教育委員会は掲げられておりました、平成30年度はその英検3級を取得している生徒の割合70%にされておまして、平成30年度が69.9%ということで、わずか0.1%ですけれども、達成しなかったということで、非常に悔しんでおられましたけれども、ちなみにですね、全国の英検3級以上相当の割合を数字でいきますと42.6%ということになっておりますので、その島本町の掲げておる70%というのは非常に高い水準で維持しているということで、これは見てとれると思います。

教育委員会が、そのときもお話を聞きましたけれども、最初、教育改革を断行するに当たっては、いろいろと学校サイドと、地域もそうですけれども、反対といいますか、そういうのもあって大変苦労したというお話をされておられましたけれども、教育委員会、またそのトップの町長あたりが強い信念と意志でやり遂げるということで、いろいろ紆余曲折はあったけれども、今取り組んでいると。その結果がこういうふうに出てきているという説明を受けましたので、私もですね、本当に学力の向上というのは子ども、その本人の努力、頑張りがもちろん一番大事であります。それに加えて、教育行政が予算措置を含めまして環境整備をしてやると。そして、教育委員会がこれからはこういうふうな方針でやるんだと、こういう子どもたちを育てるんだという強い意志のもと、また方向性をもってリーダーシップをとって、またそれを各現場、学校長を含めてですけど、まずは学校長ですけど、に浸透させていくということでやっていけばですね、私は必ず成果は現われてくると思います。また、今日質問した限りでも、そういう指導主事の先生も30時間授業参観を行っているとか、そういう冊子を配布して、恐らくこれまではなかったと思いますけれども、そういう新たな取組もされておりますので、これからはですね、そういう成果に表れてくると思います。

そこで、この踏まえまして、教育長にですね、今後の芦北町の教育行政、また平均をちょっと上回ったり下回ったりする年がありますので、もう最低でも全国平均は上回ると、上回ったところでの多少の上限はこれはもうしょうがないですけども、もういつの年でも平均は上回るんだという目標を立てられていると思いますけれども、それに向けての教育行政、また今後の教育方針につきまして、教育長のお考えといいますか、決意をお聞かせいただければと思います。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 大変貴重な御意見、ありがとうございます。

先ほど課長が答弁しましたように、今年度の分につきましては各小中学校の学力学習調査結果の分析と、各学校の取組、各教科の授業の内容の把握を行いました結果、課題も見えてきております。その結果を教育委員会と学校とで共有して解決に向けた取組を行い、学力向上につなげていきたいと、継続的に取り組んでまいりたいということでは一つ考えております。

また、来年度から小学校において外国語が教科化されますので、A L Tをより効果的に活用し、先ほど申されました英検につきましても、目標値を高くもってやっていきたい。また、授業を行う先生方の支援体制の構築が必要になってまいります。これについても、今後検討課題とさせていただきたいと思っております。

さらには、年々増加傾向にある特別支援学級や気になる児童生徒に対する支援体制の充実も図る必要もがございます。これにつきましてもやはり今後の検討課題になるかと思えます。また、I C T機器を活用した事業づくりの充実にも取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

以上のことを踏まえまして、教育委員会の役割、学校の役割を明確にして、連携をさらに強化して、芦北町小中学校の学力の向上につなげてまいりたいと思うところでございます。是非、皆様方の御協力もよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） 最後に、教育長から並々ならぬ覚悟ということで、私は受け止めたので、これからもさらにですね、積極的にこの教育行政に取り組んでいただきたいというふうに強く要望いたします。

次の質問に移りますけども、最初の答弁の中に支援策として高齢ドライバーの講習会等を行っているということでお話がありましたので、私はそういうことがあっているというのは全然承知していませんでしたので、そういう講習会等をやられているということであれば、どんどんそういうのは積極的に行ってですね、やっていたらいいというふうに思います。

また、人数が65歳以上ということですけども、これが4,158名ということですけども、すみません、分かる範囲で構いませんので、近年、この高齢者、65歳以上で構いませんので、の高齢者で免許証の自主返納をされた方は何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。分かる範囲で構いませんので、お尋ねいたします。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 本町における免許証の返納者数でございますが、平成28年中が34名、平成29年中は73名、平成30年中は79名となっております。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） 今、過去3年間ですけれども、34名、73名、79名ということで、増加傾向にあると。これは当然、高齢化してきますので、今後も増加傾向になってくるんだろうというふうに思います。私はですね、この高齢者の事故というのは実は目の当たりにしたことがございまして、ちょうど5年前になりますけれども、佐敷小学校の運動会の日にですね、私はPTAの役員で駐車場係をやっております、その小学校の校内は砂利が敷いてありますけれども、そこで朝から交通整理をやっております。そしたら、目の前で高齢の女性の方がいきなり前進で、もう既に止まっている車があったんですけれども、その止まっている車に前進でバーンとぶつかられてまして、うわっと思って、その瞬間、その女性はもう目を見開いて、ハンドルを一生懸命握って、アクセルを全開でバーッと踏んで、ワーッと、こういう感じでした。私は、わあこれは絶対間違えてるなと思いましたので、助手席側からぱっと思いきまして、私は助手席側だったんですけれども、すぐそこでしたから、ぱっと助手席を開けまして、足を離してくださいということで話をしました。最初はよくわかりませんでしたけど、肩といいますか、この辺を、足を離してくださいということで話をしましたら、わっと思に返ったような感じで足をこう離されて、車が止まったといいますか。話を聞きましたら、バックで止めようとしていたと。だから、一旦止まってバックしようとしたときに、アクセルとブレーキを間違えて前に行ってしまったと。で、既に止まっている車にボンと当たって、そのときにパニックになられたと思いますけれども、止めにやいかんと思って、また踏み込んだところが、それがアクセルだったということで、タイヤがキュルキュルスリップするような状態でということで、話をそのとき聞きまして、たまたま私がちょっと運転を代りまして、安全なところに車を移動したという経験がございました。それは止まっていた車に当たりまして、車も乗っていらっしゃる方もいませんでしたし、その女性の高齢のドライバーの方もケガはされていなかったので、それは不幸中の幸いだったとは思いますが、もしそれが歩行者だったり、あるいはコンビニとかそういう店舗でそういう事故がもし発生すれば、これは甚大な被害になったんじゃないかなというふうに、そのとき思いました。ちなみに、そのぶつけられた車というのは、実は私の車でございまして、冗談みたいな本当の話でございまして、そのときはですね、うわっ、これは私の車というわけじゃないんですけれども、本当車で良かったなと。これが本当歩行者とか、運動会ですから、じいちゃん、ばあちゃんとかと一緒に、保護者が歩いていますが、例えば駐車場ですから、まだ他に人がいましたので、そういうところに何かの運転ミスでボンと行ったら、本当に運動会どころじゃなかったなという経験を実際私は目の当たりにしまして、うわあこれは本

当に怖いなということを、ちょうど5年前でしたけども、そういう経験をしたことがあります。

ちょっと話を戻しますけども、本定例会の初日にふれあいツクールバスに關します条例が議決されました。定例会に先立ちまして、全員協議会の場で現行路線を延伸、さらには田浦地区におきまして新規に運行を開始すると、また加えて町中をぐるぐる巡回するようなルートだったり、あるいはおれんじ鉄道のダイヤに合わせた、この乗り継ぎがしやすいような運行計画等もいろいろと研究しながら、利用しやすいサービスになるように取り組んでいくという旨の担当課長からの説明がありました。高齢者の移動手段の確保という観点からですね、私は大変これは有難い、また喜ばれる政策だというふうに認識しております。この政策はですね、点ではなくて、面でつなげるといいますか、面を基調に考えるということがキーポイントになるのかというふうに考えます。ただし、これは有料となりますので、例えば免許証を自主返納された方には、その割引券ですとか、あるいは無料の回数券を配布するなど、経済的な支援策ですね、そういうのも検討してもよいのではないかなというふうに考えております。また、人吉市とか八代市では、自主返納をされた方には路線バスや予約型の乗り合いタクシーの半額割引券等も発行しているということでございます。

昨年12月のこの定例会の一般質問におきまして、私は高齢者向けのサービスでございます公衆浴場の無料入浴券、これを入浴以外にも多目的に利用できる割引券というのを導入したらいかがかというふうな御提案をさせていただきました。私が言わんとすることは、街中に住んでいる方も、山間部に住んでいる方も、その地域間の格差や行政サービスの偏在、偏りですね、そういうのを少しでも縮める、あるいは解消するということが政治の大きな役割じゃないかというふうに考えております。

以上を踏まえまして、もう今年、本当に最後の最後の質問になりますけども、竹崎町長にですね、この免許証の自主返納の支援策を含めた総合的な関連から、高齢者向けの行政サービスについてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 藤井議員の先程来の質問、あるいは指摘、提言、大変おこがましい言い方ですが、初当選以来、随分成長されたなと思うのは私だけじゃないと思っておりますが、今回は貴重な本当に御提言、ありがとうございます。参考にするところがたくさんございます。特にこの免許証の返納につきましてはですね、他の自治体では返納数を上げるためにやっておるわけでありまして、うちでは順調といたしますかですね、御理解いただいて自主返納をする方がそういう手段を用いずと

もやっておられるということでございますが、今後のことを考えましてですね、十分検討させていただきたいなというふうに思います。ただ、全国の重大事故を見てみますと、事故を起こされた当事者の方は、周囲の方、家族の方からもう返納したらどうかと、無理だよ、やめなさいということを聞かずにですね、やっとする人が結構あるんですね。ですから、そのへんも理解度の高い方は、ああそうかということで受け入れておられるかと思いますが、これも家庭でのですね、いろんな話し合いの中でもそういうことは可能でございますので、当事者のみならず、御家庭や地域に対してもですね、また呼びかけ等もやってまいりたいと思います。私も70になりましたら1枚の葉書が来まして、講習を受けろということでございましたから、受けてまいりました。一緒に受けられた同年の方は、テレビモニターで運転の経験をいたします。もういつも路肩にぶつかったりですね、いろんなことをやっておられましてね、わあ大変な方もおられるなど、私もそういうことがないように、日頃、頭脳も明晰にしながら、運動機能も衰えないように頑張っただけでまいりたいとは思っておりますが、事の重要性というのは十分共有しておりますので、今後ともしっかりと対応してまいりたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） もうただいま町長からも答弁がありましたように、そういう高齢者向けの福祉も含めてですね、いろいろ課題があると思いますので、これという正解は恐らくなかなか見つけるのは難しいんだろうと思いますので、いろいろ考えながらですね、取り組んでいただければというふうに思います。

これをもちまして、私の全ての質問を終了いたします。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

-----○-----

第2 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第3 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第4 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第5 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮尾秀行君） 次に、日程第2から日程第6までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れなしと認めます。

執行部より、議案追加及び議員からの発議の提出がっております。これについて、本日開催しました議会運営委員会により、日程追加の答申がっております。

お諮りします。ただいま配付しました議案第76号、発議第2号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議席に配付のとおり、議案第76号、発議第2号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第1 議案第76号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 追加日程第1、議案第76号「芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 議案第76号、芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、先般、議会全員協議会におきまして、その経緯と結果を説明いたしましたとおりでございますが、町長、副町長、教育長が自ら処分を受けるということから、それぞれ令和2年1月1日から1月31日までの期間、100分の10に相当する額を減額するものでございます。

なお、今回の事件に関しましては、職員一同、厳粛に受け止め、今後このような事件が発生しないよう、全職員一丸となって適正な公金取扱いの徹底と、一日も早い信頼回復に努めていく所存でございます。どうか御理解いただきますようよろし

くお願いいたします。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

なお、提案理由は記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可決しました。

〔川尻議員 退場〕

—————○—————

追加日程第2 発議第2号 川尻成美議員に対する議員辞職勧告決議について

○議長（宮尾秀行君） 追加日程第2、発議第2号「川尻成美議員に対する議員辞職勧告決議について」を議題とします。

現在、川尻君は議場内にいませんが、地方自治法第117条の規定により除斥とします。

本発議について、提出者の説明を求めます。草野君。

○15番（草野安道君） 発議第2号、川尻成美議員に対する議員辞職勧告決議について。

別紙のとおり、芦北町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

令和元年12月12日。芦北町議会議長、宮尾秀行様。

提出者、芦北町議会議員、草野安道。賛成者、芦北町議会議員、元山秀志、他7名。

川尻成美議員に対する議員辞職勧告決議については、去る8月23日、川尻議員は自らの事務所において、娘婿に対し暴力をふるい、全治1週間のケガを負わせたとして被害届が出され、警察から事情聴取を受けている。川尻議員の事務所周辺で

は、この事件が大きな話題となり、町民から議会に対し対応を求める声が届けられている。

現在、検察により詳しい捜査が行われ、司法の判断を待つところであるが、書類送検されている事実は重いものがある。また、周囲を騒動に巻き込んでいること、町民から寄せられる声を考慮すれば、議会として毅然とした対応が必要である。

芦北町議会基本条例第5条で、議員は住民の代表として、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、住民の疑惑を招くことのないよう、政治倫理の確立と自己研鑽に努めるよう規定している。

町民から負託を受けた者として、自らの行いを厳しく律することはもとより、率先して規範を示すべき立場にある議員の行為として見過ごすことはできない。今後の芦北町議会がより一層町民の信頼を得て負託に応える議会となり得るため、ここに芦北町議会は、川尻議員が今回の行為を深く反省し、自らの良識と社会的・道義的責任において、速やかに議員の職を辞することを強く求める。以上。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。前田君。

○9番（前田徹一君） この件、本当に重い、川尻議員の議員生命、あるいは議員の進退に関わる重大な案件だというふうに思っております。議長も川尻議員から事情は聞かれたというふうに聞いております。慎重な上に慎重なまでに議論されて、こういう結果が出たと思いますけれども、この文書にもありますように、現在、検察によりの詳しい捜査が行われているということで、起訴になるか不起訴になるか、まあ略式になるか、白か黒かまだはつきりしない段階で、この汲々に出されるのはいかがなものかなというふうに思います。

ここで質問なんですけど、なぜこのまだ結果が出てない、必ず結果、結論が出るはずでございしますけれども、この結果が出てない中でこのような決がなされたのかを質問いたします。

○議長（宮尾秀行君） 草野君。

○15番（草野安道君） お答えします。

川尻議員は、先ほど申しましたように、本人から経過と、経過の状況を聴取いたしました。警察から検察への刑事事件として書類送検されたこと、実証実験を受けたことなどについて事実であることを確認し、町民からの議会に対しての対応が求められております。それで、何らかの対応が必要であるということで、この発議を提出した次第でございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。坂本君。

○4番（坂本 登君） 今、草野副議長からですね、この議員辞職勧告決議の趣旨説明

がありました。その中で、私はこれを目にしたのも初めてですし、噂段階、もう本当に軽い噂段階でしか、私は認識がありませんでした。いきなり、この主権者である町民から正当な選挙を得て議員に当選し、この場にいる議員の勧告決議案はやはり決定において重いものでなければならないと考えております。

そこで、この決議を見ますと、警察から今現在、事情聴取を受けているということですが、当然、警察とは別に町政の最高決定機関であるこの議会において、何らかの形で事情聴取なり、事実関係を明らかにすることは当たり前のことだと思うんです。しかし、私はその事実関係を何も知りません。それで、いきなりこの決議を採決に加わるという、採決できないような状況で、これを今見て驚いております。ここの最後に、3行目に「芦北町議会がより一層町民の信頼を得て、負託に応える議会となり得るため」と書いてあります。これを逆に言いますと、何の議会での事実の究明をなしに、町民の信頼をこの議会が得れるのかという疑問があります。筋論としましては、町民から議会に対し対応を求める声が届けられているというふうにありますから、その時点でやっぱり議長は全員協議会を諮るとか、そこで全員協議会でその届けられた声を披露して、どうしようかという対応を各議員に求め、そして議会運営委員会等で特別委員会をつくるなり、何なりの議論をして、そこに川尻議員、またはその被害者であられる両方を呼んで事実関係をはっきりさせる。それでも疑義が生じた場合には、100条委員会というやっぱり最高の調査機関であることが議会にはあります。それをなぜ、その筋道をたどらなかったのか。草野副議長にお聞きしますが、この議員勧告決議を提出された根拠は何になりますか。今、私が言ったような議会のやっぱりこの通るべき道を介さずに、議員の一人である私は何の内容を知らない、その根拠を教えてください。

○議長（宮尾秀行君） 草野君。

○15番（草野安道君） 先ほど申しましたように、私はじめ、議長、元山議運の委員長と、本人より聞き取りをしております。そういう本人から聞き取った以上、間違いないということで提出しております。

また、100条委員会というのは、私が考えておりますのは、100条委員会は議案審議の中での100条委員会であって、これは倫理に対することでございますので、100条委員会にかける必要はないと思っております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） それにしてもですね、議員の一員である私がこのことを何も知らないというところで決められて、こういう事情聴取はしたと今申されましたが、こういうやり方は到底納得できないし、この議会のありようがやっぱり正当な選挙

によって、やっぱり得られた議席を、やっぱりもっと重く受け止めて、ちゃんとしたやっぱり議会は言論の府でありますので、やっぱり議論を尽くしてやるのが大事だと思いますので、事情聴取して、なぜ全議員にそのことを提起しなかったのか理由を教えてください。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。今の質問ですが、議長として、やはり相手は同じ負託を得た議員でもあります。ですから、その議員さんの内情を先にみんなに知らせて、あるいは相手方とか呼んでするということはなかなか難しいものがあります。ですから、ほかの議員さんたち、今、調べ中でありますので、私たちも町民からのいろんな声を聞いて、そして今、提出があったものと思っております。

平松君。

○11番（平松洋一君） 今まで話を聞きまして哑然としておりますが、決議の文章ですね、「芦北町議会がより一層町民の信頼を得て」とありますが、今までも出ておりますけども、この議員の辞職勧告というのはもう大変重い、重大な議案でございます。これを今回の提出に当たって、議会の手順がなされていないと。提案者にちょっと聞きますけども、何人かで聞きましたということですけども、どういう聞き方が行われたのか、それから双方聞かれたのか。議会は聞き取ることはできますが、捜査権はありませんのでですね、双方聞いて、そしてやっぱり問題だということであれば、やっぱり議会に諮って全協を開くなり、あるいはこれは問題だということであれば特別委員会を開くなり、そして議会に出すというのが筋ですが、知らない議員と知ってる議員、知ってる議員だけで出すと。それとですね、この提案の理由もちょっとおかしいんですけども、検察庁で今、全く取り調べの最中なんですよ。それで、その両方聞いた判断をですね、どのようにされたのか。議会の手順はどのような状況なのか。それと、なぜこの判断に至ったのか。私としてはですね、これは検察庁で取り調べの最中にですね、まだ全くその起訴も不起訴も分かっていない段階で議員辞職勧告議決を出すこと自体、性急すぎるというふうに思います。なぜ今回提出しなければ、この時期ですよ、結論が出てからでも十分間に合うわけです。それをお伺いしたいと思います。質問です、これは。

○議長（宮尾秀行君） 草野君。

○15番（草野安道君） 何回も申し上げておりますように、本人から聴取し、町民からの声、これは投書でございます。そうした結果、町民からの声を聞き取っておりますので、本日、こういう発議をしたことでございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 前田君。

○9番（前田徹一君） 先ほどの続きなんですけども、この文章によりますと、「娘婿

に対し暴力をふるい」と書いてありますけれども、私たちは今初めて知ったんですけれども、この事実は本当でしょうか。そして、今、町民の声と言われますけれども、私が川尻議員から聞いた話によりますと、川尻型粋事務所内の話であって、噂はその家庭からしか出ないわけなんですけれども、そこらへんの事実はどうなんでしょうか。外から見ても、皆さん方、見て分かると思いますけど、川尻事務所は中は見えない状態で、中であつたことが何で町民の方々の噂が出るんでしょうか。私は不思議でたまりませんけども、そこらへんをよろしくお願いします。

○議長（宮尾秀行君） 草野君。

○15番（草野安道君） これは本人から事情聴取したときに、相手から告訴されているということは本人から聞き取っておりますので、そういう状況で行ったところでございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 寺本修一君。

○13番（寺本修一君） いろいろ質疑が出ておりますが、提出者の副議長並びにそれを補佐する意味から、宮尾議長にお尋ねをいたします。

町民からそういう投書が来た時点で、議会として、議長、どのように対処され、議会運営委員会にかけられたのか、かけられなかったのか。そして、先ほどから話が出ておりますが、議員の懲罰に関する問題はですね、議会活動のときにしか適用はできません。100条委員会も開くことはできません。特別委員会も開くことはできません。これは議員として、あくまでも個人の暴行行為でありまして、その行為が提出案件にも書いてありますが、議員として品位を汚し、ましてそのことが議会の権威を汚したということが、それだけが適用されるわけでございますので、議長が町民からそういう事件の発生の一報と投書が来て、そしてどのような議会として手続をされたのか、提出者並びに議長にお伺いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 町民から投書が来ております。そして、先ほど前田君が言われて、その噂というのは、実際、現場に警察車両も行っておりますので、それで十分広がったものと思っております。

それと、この文章ですが、「ふるった」というのはっきり断言もしておりませんし、この「負わせたとして」というように書いてあるので、そこは断言ができないんじゃないかというふうに思います。先ほどの議会運営委員会でも、これを取り上げるということで決定したことであります。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 今ですね、議長の口から、この議会の手順を聞きましたが、

その答えがやっと今、今朝、行われたんですか、議運か何か。

○議長（宮尾秀行君） 議運は今朝です。

○11番（平松洋一君） 冗談じゃないでしょう。今朝、議運を開くなんてどういうことですか、これは。どういうことですか、こういうのは。今日は議会でしょう。今朝9時から議運は開いて、もう提出して、どういうことですか、それは。あまりにもひどいでしょう。

○議長（宮尾秀行君） 議長としての仕事をそのまましているだけであります。

○6番（寺本順一君）

○11番（平松洋一君） それとですね、聞いてください。あまりにも今、愚弄していただきますけども、今回提出しなければならない理由は何ですか。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君。「.」という発言は何ですか。ちょっとひどすぎるんじゃないですか。ちょっと謝ってください。

○6番（寺本順一君）

○議長（宮尾秀行君） しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時27分

再開 午後1時13分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

寺本順一君の発言を許します。

○6番（寺本順一君） 先ほどの私の暴言につきまして、議長にお詫びを申し上げたいと思います。併せて、撤回をお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 質疑の途中でありましたが、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） 質疑でも申し上げましたが、今回の議員辞職勧告決議に対して反対の立場から討論いたします。

第1はですね、今回の不祥事については、結論は出ておらず、現在進行中というところでございます。今回の件は、現在、検察庁で調べが進められ、双方の主張を聞いておられるという状況の中で、和解あるいは示談、そういう解決をするのか、まだ双方主張がまとまらず、裁判になっていくのか、その見通しは全く分からない状態であります。

第2は、その状態です、議会としてどう取り扱うかの問題であります。先ほ

ども言いましたが、今回はですね、全員協議会等で実際諮ることから始まって、そして今回、一部議員によりこの問題が提案されていることであります。全員協議会に諮って、全員協議会で取り組むのか、調査委員会を設置するのか、あるいはその他の方策を議論するのか、法律、規定に基づいて機関を整備して、当事者の参考人聞き取り等もできるかと思いますが、客観的な事実を精査して、然るべき議会としての結論を導き出す必要があります。今回の決議案提出は、提出根拠が、先ほど見ますと、町民からの寄せられる声を考慮し、毅然として対応をとるという文言が入っておりますし、提出根拠が乏しくて説得性を著しく欠いているように思います。また、性急で拙速すぎであります。我々議員は公選法に基づいて厳正に町民から負託を受けており、全く判断材料がなく、法的明文もないのに議会が有権者に選ばれた特定の議員に対して、その進退問題を議決するということは、議会の権威も著しく失墜をいたします。今回の件は、検察庁の結果が出てからでも十分遅くはありません。本議会に提出、それ自体に軽率感を否定できません。

よって、提出者は本決議案を一旦撤回し、時間をかけ、反対討議に付されるよう強く切望し、私の反対の意見とします。

○議長（宮尾秀行君） 次に、賛成者の討論を求めます。元山君。

○10番（元山秀志君） 発議第2号につきまして、賛成の立場で意見を申し述べます。

この件につきましては、先月、11月15日に議長室において、宮尾議長、草野副議長と私、3名により、川尻議員本人から事の経緯並びに当時の現況等について聴取をいたしましたけれども、御本人は暴力をふるっていない、止めに入っただけだということを継続して主張しているというお話でありましたけれども、町民からは一部そういう暴力をふるっている姿も見たという声も聞きますし、そういった中での結果として警察から検察に刑事事件として書類送検をされたこと、実地検証もあったこと。これは川尻議員本人から確認をいたしました。川尻議員は、前期任期中に設置をされました議会改革特別委員会の中でも、現在制定をしております議会基本条例の制定と併せて、政治倫理条例の制定に向けても推進の立場で積極的な発言を行っておられましたし、倫理観に対する高い見識も持っておられながら、今回、暴力行為の疑いにより書類送検されたという事実は、これまで議員本人が培ってこられた信用とか名誉にも大きく傷をつけることとなりますし、加えて芦北町議会に対する信頼というのにも損ないかねない事案であります。

ただいま平松議員の反対討論の中で、全員協議会の必要性とか、全体への説明がなかったことに対する異論がありましたけれども、この発議というのは提出者と賛成者が2名以上おればできるものでございまして、今回の件につきましては、私たち

も川尻議員本人、それからできる限り、先方の方のお話等をいろいろと聞いた中で、今回、議員辞職勧告の発議としたものは、こういった議員が暴力行為の疑いをかけられた、それを書類送検されたということに対して行うものでありまして、よって、本町議会の信頼や品位を守ること、それから町民に対し、議会としての態度を明らかにすること、以上のことを理由に川尻議員に対する議員辞職勧告決議案に賛成であります。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに討論はありませんか。坂本君。

○4番（坂本 登君） 発議第2号について、反対の立場から討論をいたします。

先ほど質疑のときも申しましたが、これを見るのも、事実関係をこの決議において見て、初めて知ったわけでありまして、軽い噂段階しか知らずに、この議決を町民からの負託を得て、この場で賛成・反対の議決をするのに、事実関係をあまりにも私が把握していない、この段階で賛成するわけにはいかない。一番の理由は、そこにあります。なので、事実関係を自分自身が把握をしていない段階で賛成をするわけにはいきませんので、この議員辞職勧告決議については反対をいたします。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 次に、賛成者を求めます。寺本修一君。

○13番（寺本修一君） 今回の川尻成美議員に対する議員辞職勧告決議に対して賛成の立場で討論を申し上げます。

先ほどからいろいろ全協でも出ておりましたけれども、8月23日に事件が発生しまして、それ以後、議長のところにも、町長のところにも投書がまいりました。町長は、その投書を町長としてはどうすることもできませんので、議長にこういうのが来るとということで提出をされたわけであります。その後、湯浦地区の住民の皆さん方、並びに議長を中心として、川尻議員並びに被害者の方の事情聴取をいたしました。その結果、暴行行為があったということが認定されましたので、議員としてあるまじき行動で、議会の品位を損ねたというようなことで、本日の決議案になっているわけでございます。

先ほどから話が出ておりますが、発議権は元山議運委員長も申されましたが、提出者と2名の賛同があれば、どなたでもその日に出せる、議運にかけて出せるわけでございますし、まさしくこの事件をですね、全員協議会とか特別調査委員会とか100条委員会とか、一議員の議会外での行動についてはですね、一切開くことはできません。議会内の暴言や暴力は、即、特別委員会、懲罰委員会を開くことができますが、今回は私的なほかの場所での行動であったというようなことで、先ほども言いましたように、議員としてあるまじき行動で、議会の品位を損ねたと、この

1点で決議案に対しては致し方ないと、私も同じ議員として断腸の思いでありますけれども、町民の皆さん方に議会としてあるまじき、やっぱり態度を示すためには、今回の決議案は致し方ないと思いますので、賛成をいたします。

○議長（宮尾秀行君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議がありますので、起立によって採決します。原案に賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮尾秀行君） 起立多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決しました。

ここで、川尻君の除斥を解きます。

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第4回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦勞様でした。

—————○—————

閉会 午後1時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員